

令和7年第3回蟹江町議会定例会会議録

招集年月日	令和7年9月11日(木)		
招集の場所	蟹江町役場 議事堂		
開会(開議)	9月11日 午前9時00分宣告(第2日)		
応 招 議 員	1番	武藤くるみ	2番 多田陽子
	3番	志治市義	4番 石原裕介
	5番	山岸美登利	6番 飯田雅広
	7番	板倉浩幸	8番 水野智見
	9番	三浦知将	10番 吉田正昭
	11番	富田さとみ	12番 伊藤俊一
	13番	安藤洋一	14番 佐藤茂
不応招議員			

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	小島 昌己	ふるさと振興課長	浅井 修
	総務部	部長	鈴木 孝治	安心安全課長	森 実央
		総務課長	藤下 真人		
	民生部	部長	不破 生美	こども福祉課長	飯田 陽亮
		保健医療課長	山田 尚徳		
	産建設業部	部長	肥尾 建一郎	次長 まちづくり 課長 兼 推進課長	福谷 光芳
		土木農政課長	東方 俊樹	環境課長	太田 圭介
	上下水道部	部長	伊藤 和光	次長 兼 水道課長	石原 己樹
		下水道課長	北條 寿文		
	消防本部	消防長	竹内 豊		
	教育委員会事務局	教育長	服部 英生	教育部次長	館林 久美
		生涯学習課長	佐々木淑江	教育課長	兼岩 英樹
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務会局	局長	萩野 み代	書記	荒木 慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	富田さとみ	①自転車通行違反罰則強化へ 周知徹底を…………… ②4季から5季へ 酷暑に備える……………	70 75
2	武藤くるみ	①不登校児童生徒への支援…………… ②小学生の水筒持参 冷たい水が飲める環境を……………	81 85
3	飯田雅広	災害への備え（災害ごみ・耐震・自治会）について……………	88
4	志治市義	①小酒井不木の魅力をもっと広めよ…………… ②横江町政6期目の決意抱負を改めて伺う……………	101 109
5	多田陽子	これから子どもの夏休みの過ごし方について……………	113
6	板倉浩幸	①公営企業会計（水道事業）について…………… ②マイナ保険証！一本化を強いて併用に……………	125 131
7	水野智見	宝、舟入地区のインフラ整備は……………	135
8	三浦知将	蟹江町の防災力強化の施策について……………	152

○議長 伊藤俊一君

皆さん、おはようございます。

令和7年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、議事日程と富田さとみさん、志治市義君、安藤洋一君から提出されました本日の一般質問の際の参考資料を配付いたしておりますので、お願ひをいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき出席議員へタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんには、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用いただきますようお願いをいたします。

傍聴される皆さんにもお願ひを申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにしていただきますようご協力をお願ひいたします。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申出がありました。一般質問される議員の皆さんには、昼の休憩中に本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願ひいたします。

また、一般質問をされる議員の皆さん、答弁される理事者の皆さんに、議長と議会広報編集委員長からお願ひいたします。一般質問を行った後は、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力をお願ひいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 富田さとみさんの質問、「自転車通行違反罰則強化へ 周知徹底を」、「4季から5季へ 酷暑に備える」を許可をいたします。

富田さとみさん、質問席へお着きください。

○11番 富田さとみ君

11番 新生クラブ 富田さとみでございます。

議長に許可をいただき、「自転車通行違反罰則強化へ 周知徹底を」について質問いたします。

皆様、改めましておはようございます。

今回は、来年、2026年4月から新たに改正される自転車通行についてお尋ねいたします。

蟹小学区の道路は、狭い道路も一方通行の道も多くあり、自転車を利用している人の中に

は、自転車で逆方向の通行が罰則や反則の対象になるのではと心配されている方もござります。改めて、交通ルールの見直しを含め、安全に安心して誰もが通行するためにも質問をさせていただきます。

では、最初に、まずお聞きするのは、令和8年、2026年4月から、自転車通行ルールの罰則強化で青切符が切られ、反則金の徴収が始まります。自転車も車の仲間であり、道路を通行する際に、交通ルール遵守とマナーを実践することが求められています。自転車関連の事故を防ぐための改正として、ながら運転や飲酒運転などへの罰則は既に強化されております。来年からの改正は、一旦停止や逆走などについても明記されています。都市部だけでなく、ここ蟹江でも同じように適用されるのでしょうか。お願ひいたします。

○安心安全課長 森 実央君

改めまして、おはようございます。

ただいまご質問のありました罰則や徴収が適応されるのかについてお答えをさせていただきます。

まず、令和6年5月24日付で公布されました道路交通法の一部を改正する法律の中の1つでありまして、来年、令和8年4月から、16歳以上の自転車運転者の交通違反に対し、交通反則通告制度、いわゆる青切符でございますが、その制度が適用されることになります。この交通反則通告制度とは、運転者が反則行為をした場合に、一定期間内に反則金を納めることにより、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が処理されるという制度でございます。

自転車の反則行為に伴う反則金の徴収につきましては、地域を限定して徴収するものではなく、この道路交通法の一部を改正する法律の施行でありますので、蟹江町でも適用されます。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

危険な行為については当然適用されるものと思います。やはり交通ルールを、免許をお持ちでない方も熟知する必要はあると思っております。

では、次に、交通安全教室や講習会についてお尋ねいたします。

どのように開催されているのでしょうか。小学校での開催は聞きますが、町内会などで開催実施は行っているのでしょうか。警察が主に開催されますが、町としても開催はされておりますか。改正を来年に控え、今後検討はされていますか。お答えください。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました自転車の交通安全教室や講習の開催につきましてお答えさせていただきます。

小学校や保育所等に向けて交通安全教室は開催をしております。また、町内会や長寿会などからは、依頼を受けることにより、警察と調整をしまして、町と警察で一緒に交通安全に関する教室や講習を実施しております。その中で、長寿会の総会におきまして、各会長さんに向けて、交通安全教室や講習会は実施できますよということもお伝えさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございます。

要望があれば町内会などでも講習会をしていただけるということ、そういった機会に、改めて交通ルールの再認識ができればと思います。当マンションでも、町内会に伝えたい項目となります。

では、令和5年からヘルメット着用が努力義務となりました。蟹江町内でも、ヘルメットを着用して自転車に乗られている姿をよく目にするようになりました。蟹江町も、ヘルメット購入への補助金制度がございますが、対象者や補助額について改めてお伺いいたします。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました自転車用ヘルメット補助金についてお答えさせていただきます。

蟹江町では、令和3年度から、自転車用ヘルメットを購入した方に対して補助金を交付しております。補助対象といたしましては、補助金の交付を申請する日の属する年度の末尾、3月31日ですが、におきまして7歳以上18歳以下の児童生徒等、また、65歳以上の高齢者を対象にしております。補助額としましては、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者が着用する新品の自転車用ヘルメットの購入に要する費用に2分の1を乗じて出た額に対して補助をしており、ヘルメット1個当たり2,000円を限度として補助をしておるものでございます。

また、これまでの補助実績につきましては、件数のみで申し上げさせていただきますが、令和3年度につきましては、児童生徒等で49件、高齢者で46件の合計95件、令和4年度につきましては、児童生徒等で58件、高齢者が38件の合計96件、令和5年度につきましては、児童生徒等に148件、高齢者に274件の422件、令和6年度は、児童生徒91件、高齢者75件の合計166件の補助を交付しております。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございます。

やはり、法改正された年は利用が突出して多かったわけですね。高齢者や子供たちを事故から守る観点から補助制度です。制限以外の年齢層の利用状況は分かりませんが、ヘルメットをしていない若い方も多く見受けます。身を守る、頭への衝撃を守るためのヘルメット着用が今以上に広がってほしいと感じております。

では、次に、冒頭にもお話ししましたが、蟹江小学校区内の道路は細くて狭い一方通行が多く、逆走を認識せずに利用されている方が多いです。一方通行は、写真をご覧ください。一応、こちら近鉄から北に向かった道になります。一応、こうやって標識はなっていますが、自動車・原付とあります。進入禁止の標識もあります。免許をお持ちでない方の中には、自転車も通行不可と思われている方がお見えになります。反則金の対象になるのではないかと心配されている声も聞きました。

まず、走行する場合には、左側を通行すれば全然問題はありません。こういった勘違いも含め、取締り強化の前に、改めて交通ルールの周知が必要と考えます。どのような対策をご検討されているのか、また、ご検討されている対応などお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました取締りが強化される前にルールの周知が必要か、どのようなルールの周知の仕方を検討しているかについてお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げました交通反則通告制度につきましては、警察と合同で啓発のチラシやポスターを作成しましたので、各施設にて掲示を行い、周知を図っていきたいと思っております。

また、今月9月21日から始まります秋の全国交通安全運動期間には、これは蟹江署管内になるんですけども、の店舗、イベントスペースにおきまして、自転車反則通告制度やヘルメット着用促進活動の広報を実施を行う予定をしております。この運動期間終了後も、警察と協力いたしまして、自転車反則通告制度につきまして住民の方に周知していかなければと考えております。

また、あわせて、正しい交通ルールの周知につきましても、引き続き要望に応じまして講習会や勉強会を警察と協力して開催していかなければと考えております。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

やはり対策を講じられていることを聞き、安心いたしました。広く町民の皆様が知ることになることにつなげていただけるかと存じます。

先ほどの写真ですが、北へ向かう方向には一方通行の標識がございます。脇道から出るところには、進入禁止の標識と同じく、補助標識が取り付けてあります。ですから、これは自転車は含まれていないんですけども、車の免許を持っている私たちは当然知っているわけですけれども、お持ちでない方は分からぬ点も細やかに伝わるようにしていただけるとありがたいと思っております。

また、先ほどご答弁いただいた内容のリーフレットがこちらにございます。こちらのほう

でございますが、裏面には、こうやって反則金の種類と金額が書かれております。この中にも書かれていますが、自転車の方ですけれども、「車両の運転者としての自覚と責任を持ち、今まで以上に、ルールをしっかりと守りましょう」とあります。赤字で書かれていますが、青切符導入の意味や内容を理解が深まれば、違反はもちろんですが、交通事故も防ぐことができるとも期待できます。

では、最後の質問です。

このリーフレットにもありますが、一方通行の走行だけに限らず、スマホなどのながら運転、傘差し、イヤホン、無灯火、二人乗り、遮断機が降りているときの横断などと、都市部だけの問題でなく、身近なこととして捉えていただきたいです。一旦停止せず飛び出すなど、事故に直結する行為も目にしたことがあります。ぜひこの機会に周知徹底を図っていただければと存じます。

先ほどお聞きしたヘルメット着用は努力義務となっています。未着用の事故では過失割合が変わることも周知していくべきかと存じます。また、身を守るためのヘルメットであることを併せて、任意保険の重要性などについても伝えるための啓発活動も必要と考えます。また、一人一人が交通ルールを再確認して安全に通行できる啓蒙・啓発を行う機会としていただけれどと思います。いかがでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

交通反則通告制度が令和8年4月から適用されると、ながら運転、傘差し運転、イヤホンの使用の運転など多くの違反行為に対しまして、16歳以上の自転車運転者に対象に適用されることとなります。

まだ正式に警察や県から多くの情報が入ってこない中で周知していくというのは、なかなか難しいところではありますが、町といたしましては、広報誌やホームページなどで周知を図る予定をしております。これから、警察との協力の下で、掲載用の資料の作成をしていくところでございます。

このほかにも、自転車に乗車する際には、頭部の保護に有効な乗車用のヘルメットを適切に着用するよう努めることは、自分自身を守る上でも大切だと考えております。また、愛知県の条例では、交通事故による被害者保護のため、自転車損害賠償責任保険等の加入を義務としておるところでございます。

これらのような自転車利用時の交通ルール等の啓発・周知につきましては、繰り返しになりますけれども、町と警察とが協力をいたしまして、要望に応じた講習会、勉強会の開催などをしていければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

何度も同じようなことを聞かせていただきましたが、やはり、いきなり青切符とかそういうことではなくて注意喚起が、やっぱり必要だということ、分かりました。

先ほどのリーフレットの反則金についてですが、専門用語の羅列で分かりにくく感じております。広報やホームページでの周知を行っていただけたのでしたら、分かりやすく、少しでもかみ砕いた説明にしていただければと存じます。

また、交通安全は、私たち一人一人が率先して行い、車も人も自転車も、お互いがルールを守ることで成り立ちます。町民の皆様におかれましても、正しく理解していただき、備えていただきたいと存じます。

では、これで1項目めの質問を終了いたします。

2項目め、通告書に従い、「4季から5季へ 酷暑に備える」についてお尋ねいたします。温暖化が進み、日本の季節が四季だったのが、今は冬から春、春は短く、夏が足早に過ぎて、その後、熱帯に近い尋常でない酷暑の季節が長く続きます。少しの秋からまた冬へと移る五季であると言われ始めております。この長い酷暑は耐え難い高温で、人々の暮らし、農作物などにも大きく影響しております。

猛暑が連日続き、40度を超えた日もあるような、今までに経験したことのない環境が日常化しております。9月になっても残暑はとても厳しく、熱中症アラートが発令された日のほうが多くなっています。本日はとても涼しいですが、このような災害に等しい昨今の終わりのない暑さに備えるべきかと考え、質問をさせていただきます。

では、避難所として指定されている施設の熱中症対策は検討されていますか。蟹江中学校・蟹江北中学校体育館は空調設備が取り付けられ、ライフラインが寸断した場合でも使用可能で、熱中症への懸念は少ないでしょうが、ほかの避難所として登録されている施設はいかがでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました避難所での熱中症対策、あと、空調設備等についてお答えさせていただきます。

避難所における熱中症対策としましては、小まめな水分補給も大切となります、空調設備及び扇風機が主となると考えます。

指定避難所22か所のうち、小中学校の体育館及び蟹江町体育館の計8か所には空調設備が現在ございません。このため、災害状況によっては小中学校の管理者と協議をいたしまして、空調設備が利用できる教室等の開放も検討していく必要があると考えております。

なお、中学校2校につきましては、今年度、体育館への空調設備の設置工事を実施しているところでございます。

昨今の酷暑のことを考えますと、その他の体育館につきましても、可能な限り早い段階に空調設備ができるよう、防災担当といたしましては、関係施設等に働きかけていければと考

えております。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

暑い時期、ライフラインが寸断した場合を想定しての準備は、今後、やはり整えていくべきと考えます。また、先ほど教室の開放も考慮されているとお伺いして、安心できる材料など感じました。

では、次ですけれども、蟹江中学校、蟹江北中学校以外の各避難所として指定されている施設には、蓄電池、ポータブル電源、それから、バッテリーなどと呼ばれていますが、常備されているでしょうか。どのような使用が想定されているのでしょうか。

以前拝見した蓄電池では、大きな家電は使用できないように感じました。非常電源としては容量が小さく思えたのですが、熱中症対策には、エアコンは無理でも扇風機や冷蔵庫はせめて使用可能な容量の蓄電池が今後必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました避難所の蓄電池についてお答えさせていただきます。

指定避難所22か所全てに蓄電池を設置しております。その用途につきましては、主に照明器具などの利用を想定しておるものでございます。扇風機、冷蔵庫へも使用することは可能ではございますが、容量に限りがございますので、利用は控えたほうがよいかと考えておるところでございます。

蓄電池は、通常時、常に充電をしており、通電をした状態で備蓄されております。年に1回以上、安心安全課の職員により状況を確認しております。必要に応じて、業者の方にも確認を実施していただいておるところでございます。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

明かりがともるということで、安心感は増します。スマホの充電にも大いに活用されることでしょう。

また、蓄電池の充電を定期的に行っていただいているということ、お伺いして安心いたしました。また、蓄電池は、過充電や過放電で寿命が変わるそうです。適切な管理をしていただき、備えていただきますようお願ひいたします。

また、蓄電池は、停電や災害時に最低限の生活を維持するために備えるものです。使用する際に使用方法を迷うことのないよう、ふだんから使い慣れるということも、防災訓練等で使用方法を知っておくことも大事だと思います。

また、防災グッズの中には、充電式が多く、しばらく空の状態では充電ができないくなるも

のもあります。防災グッズの見直しの際、確認も必要だと思っております。また、住民の方も注意していただきたい項目でありました。

では、次に、蟹江町の防災倉庫に発電機が防災備品として準備されていますが、災害時に各避難所へ持込みをされるのでしょうか。それとも、各避難所に保管されているのでしょうか。発電機が使用できれば、電力が大きな家電も使用できます。

また、ガソリンの充填はどのようにされていますか。予備のストックはされているのでしょうか。この酷暑のときに災害が起きたときにも対応できる体制は、防災対策の一環として捉えて備えるべき機材と考えますが、いかがでしょう。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました発電機についてお答えさせていただきます。

現在、各避難所には発電機は置いてございません。必要に応じて、防災倉庫に保管しております発電機を持ち込むことになると考えます。また、ガソリンにつきましても、業者から購入をし、ガソリン携行缶により配布することになります。

また、発電機の予備につきましては、現状、防災倉庫で保有しております台数が27台となりますので、指定避難所22か所に1台ずつ配備したと考えますと、予備は5台ということになると思います。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

職員の皆様が運び込むということを伺って、大きな地震後に道路の寸断や避難渋滞などで遅れが生じることもあるのではないかでしょうか。各避難所に以前は配置されていたと伺いましたが、再度配置することも検討していただき、災害時すぐに使える体制を整えていただきたいと存じます。

では、その発電機の点検についてお伺いいたします。

どのように点検をされているのかお教えください。

○安心安全課長 森 実央君

発電機の点検、メンテナンスにつきましては、年1回、業者による点検整備を実施しておるところでございます。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

点検は年に一度ということですが、いざというときにも安全に使えるよう、訓練のときや勉強会などで試運転をして、点検を兼ねた訓練を加えていただきたいと存じます。私たちのマンションでも実践しておりますが、併せて、安全な取扱方や使用方法、ガソリンの入れ方

などについても講習が必要だと感じております。参加者にも体験していただくことが重要です。住民の皆様が避難所を運営され、任される場面も多くなるはずです。これから訓練に取り入れていただきますようお願い申し上げます。

では、次にまいりたいと思います。

この酷暑が続く中、災害が起き、停電時の避難所の対策として、冬は使い捨てカイロですけれども、熱中症対策として瞬間冷却パックや冷感シート、冷感タオルなどが準備されなければ、少しでも涼が取れるのではないかと思います。個人でも、保冷材の冷凍など少なからず常備をする、ネッククーラーなど含むグッズも準備もできます。また、水道が使用可能な場合には、シャワーミストも効果的だと考えております。いかがでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました瞬間冷却パック等の準備についてお答えをさせていただきます。

現状、町といたしましては、瞬間冷却パック等の備蓄をしておりません。ゆえに、冷却パック等は各自で備蓄をお願いしたいと考えております。

また、ミスト発生装置につきましては、気化熱を利用して周辺の気温を下げる効果や、視覚的にも涼しげな印象を与える効果があり、この夏の暑さの対策といたしまして、野外イベントなどで活用されていることは承知をしておるところでございます。しかし、町の備蓄として、現在のところは購入については計画をしていないところでございます。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

シャワーミストや霧状のミスト設置は、災害時だけでなく、この暑さ対策、今も言われましたが、私たちのマンションでも簡易のものを設置しておりました。通行される方が一息つかれる姿も見受けられ、打ち水効果にもなりますし、要所要所に今後設置をご検討いただければと思います。

今も言いましたが、グッズですかそういったものは、全て行政でそろえるものではなく、町民の皆様にも暑さに準備していただくことが必要だと思っております。災害時の非常持ち出しの備品に熱中症対策の備品も加えていただくよう広報していただければと思います。

また、自主防災育成事業助成交付金を利用しての各町内会単位での防災の一環として、暑さや寒さに備えることとして、グッズの購入は可能なのかお教えください。

○安心安全課長 森 実央君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

個人、ご家庭での備えが大切であることを機会ごとにお話いただき、大変ありがとうございます。昨今の酷暑を鑑みますと、今までの各家庭での備蓄を啓発していたものに合わせまして、暑さ対策等の備品も加えていただくことも周知していきたいと考えておるところでござ

ざいます。

また、自主防災育成事業助成交付金を利用した整備につきましては、自主防災会単位での防災活動の一環としての備蓄品であれば購入することは可能と考えております。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

各町内会や区会が暑さや寒さへの対応グッズを備えることができることに安心できました。来年度の防災備品の購入時には、検討してまいりたいと思います。

では、次、まいります。

蟹江町のクーリングシェルターの現状について教えてください。指定されているのは5つの施設ですが、ほかには利用できる施設はございますか。民間との連携は、協力はいかがでしょう。

また、シェルター開放は、ホームページ以外の告知はどのように発表されているのでしょうか。利用状況などについてもお教えください。お願いいいたします。

○環境課長 太田圭介君

ただいまご質問のありました指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの状況についてお答えをいたします。

クーリングシェルターは、年々深刻化する熱中症被害に対応するため、令和6年4月に気候変動適応法が改正、施行されたことを受けまして、熱中症警戒情報の1つ上の熱中症特別警戒情報が発表されたときに、危険な暑さをしのぐために一般開放される施設として、クーリングシェルターを自治体が指定できることとなりました。

これを受けまして、当町では、令和6年8月1日付で蟹江町役場、蟹江町保健センター、蟹江町図書館、蟹江中央公民館分館、蟹江町希望の丘広場の5つの施設をクーリングシェルターとして指定、公表しておりますが、現在のところ、民間事業者についてはその指定を行っておりません。

これまでのところ、愛知県下においては熱中症特別警戒情報が発令されておりませんので、気候変動適応法に基づくところの施設開放には至っておりません。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

まず、クーリングシェルターというのはとてもハードルが高いことに驚きました。マスク等で言っている涼みどころとは似て非なるものと知りました。この夏の高温でも開放する基準がないということ、いろいろな施設で涼が取れるような、蟹江町独自でご考慮いただければと考えております。

また、熱中症アラートが現在毎日のように発令されていますが、どのように蟹江町は注意喚起をされているのかお聞かせください。

○環境課長 太田圭介君

ただいまご質問のありました熱中症を予防するための周知広報についてお答えをいたします。

熱中症を予防するためには、まずは、ご自身で予防行動を取ることが基本であると考えております。環境省では、熱中症予防情報サイトというサイト上で、熱中症の関連情報の発表をお知らせしております。具体的には、LINEアプリを活用した熱中症警戒情報や暑さ指数などの情報配信を行っておりますので、そのような情報収集手段についても当町のホームページなどを通じて周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

注意喚起の広報は、わざわざ情報を見に行くものばかりですが、同報無線や、以前、コロナのときに広報車でのお知らせもありました。今の暑さは命の危険を感じるほどの暑さでございます。耳に自然に入る方法として、有効に皆様に伝わるのではないかと考えております。ありがとうございました。

では、最後に、蟹江中学校、蟹江北中学校の空調が整備されますが、今後、長く使用するためにも、いざというとき使用できないことを避けるためにも、メンテナンスや定期点検を怠ることはないと思いますが、完備後の点検の計画はどのように計画されているのかお教えください。

○教育課長 兼岩英樹君

ご質問のありました中学校空調完備後の点検、メンテナンス等についてお答えさせていただきます。

中学校体育館空調機の保守点検等につきましては、避難所にもなりますので、継続的に使用可能とするために、1年に1回以上の業者による定期的な保守点検を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

定期的に行っていただけるということで、私たちのマンションも36年を迎えるますが、定期的に点検実施や修繕、補修などに予算を充てております。今後、安心して長く使用していくためにも、どうぞ細やかな点検、メンテナンスをお願い申し上げます。

では、次に、この夏に起きたカムチャッカ半島地震では、日本国内にも津波警報で避難が

呼びかけられました。避難ビルでの長時間の待機は、直射日光を遮ることができず、熱中症の危険度の高まりが伝えられました。また、避難所でのエアコンの設置がないためほかの施設へ移動などと、酷暑の中の避難についての課題が浮き彫りとなりました。暑さ対策も防災の一端として捉えていただきたく、今回、質問させていただきましたが、また、町民の皆様におかれましても、備えの一つとして熱中症対策も加えていただきますようお願いを申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 伊藤俊一君

以上で富田さとみさんの質問を終わります。

質問2番 武藤くるみさんの質問、「不登校児童生徒への支援」、「小学生の水筒持参冷たい水が飲める環境を」を許可をいたします。

武藤くるみさん、質問席へお着きください。

○1番 武藤くるみ君

1番 武藤くるみでございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、大項目1の「不登校児童生徒への支援」と題して質問いたします。

長い夏休み明けは、学校に行くことを嫌がり、行き渋りや、生活リズムを崩して休みがちになる児童生徒が増える時期です。文部科学省の調査によると、令和5年度小中学校における不登校児童生徒数は34万6,482人で、過去最多になっています。これは、前年度から4万7,434人、15.9%増えています。このうち、小学生が13万370人で10年前の5倍に、中学生が21万6,112人で10年前の2.2倍に増えています。高校生も年々増加していて、6万8,770人になっています。

学校内外の専門機関などで相談や指導を受けていない児童生徒数は約11万4,000人に上っています。不登校が長期化することにより、ひきこもりになってしまう場合もあるとされています。

これを受けまして、3点のことを伺います。

1点目は、当町の不登校児童生徒の人数、2点目は、不登校児童生徒の中でも、学校内外の専門機関に相談や指導を受けていない児童生徒の人数、3点目は、外とのつながりがなく家で過ごしている児童生徒の人数をお伺いしたいと思います。お願いします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまの3点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、不登校の定義としまして、30日以上の欠席があった児童生徒ということでお答えさせていただきます。

1つ目です。令和6年度の不登校児童生徒数ですが、小学生で53名、中学生で64名の計117名となります。

2つ目、学校内外の専門機関などで指導を受けていない児童生徒数につきまして、小学校51名、中学校が52名の計103名でございます。

3つ目です。家の中で過ごしている児童生徒数でございます。小学校が44名、中学校が41名の計85名というふうに報告を受けてございます。

以上でございます。

○1番 武藤くるみ君

町内の不登校児童生徒の中でも、専門機関等への相談や支援を受けていない子供たちが小中学校合わせて103人、外とのつながりがなく、自宅で過ごしている子供たちが小中学校合わせて85人いるということですが、その子供たちの家庭の状況は把握されていますか。把握されていれば、どんな状況かお聞かせください。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました家庭の状況について把握されているかについてお答えさせていただきます。

まず、1つ目です。定期的に電話連絡や家庭訪問で対応をしてございます。児童生徒や家庭の状況など把握してございます。

また、自宅で過ごす、フリースクールに通う、授業後に来校して担任とのコミュニケーションを取りと様々でございます。

以上でございます。

○1番 武藤くるみ君

定期的に電話や家庭訪問をして把握されているということですので、とても安心しました。生存確認のためにも、状況を把握することは大事なことですので、学校や教育委員会だけではなく、地域の人たちと連携を取り合って状況を把握していくべきだと思います。

では、次に、在籍しているにもかかわらず、不登校になってから家庭と全く連絡が取れていない児童生徒はいますでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました不登校の児童生徒の家庭と連絡が全く取れない児童生徒についてお答えさせていただきます。

不登校児童生徒への家庭連絡や家庭訪問についてはできており、全く連絡が取れないご家庭はないと把握してございます。

以上でございます。

○1番 武藤くるみ君

連絡が全く取れていない家庭はないということで、今の状況は分かりました。

では、教員の仕事をしていたときの話ですけれども、私のクラスに30日以上休んでいる長期欠席児童がいました。担任として、家に迎えに行ったり、授業後に電話をかけたり、家庭

訪問したりするなどしました。しかし、だんだんこちらからの働きかけにも反応がなくなり、家庭との連絡が途絶えがちになり、子供が家の中でどのように過ごしているのか把握することが難しくなってきました。そんなときに、教員の私自身がスクールカウンセラーに相談に乗っていただき、カウンセラーの方から適切なアドバイスや支援、児童への対応など聞くことができました。保護者や児童だけではなく、教員にとってもスクールカウンセラーがいてくださったことはとてもありがたかったなという経験があります。

そこで、質問ですが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの具体的な仕事内容をお聞かせください。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありましたスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについてお答えさせていただきたいと思います。

まず、スクールカウンセラーです。心理師、臨床心理士による児童生徒の心理的なアプローチやカウンセリングを通じて、児童生徒の抱える心の問題などの解決や学校生活をよくするための支援を行い、児童生徒だけではなく、保護者や教員の相談対応も行っているということでございます。また、こちらのほうにつきましては、県から2名ほど配置していただきたいと存じます。

次に、スクールソーシャルワーカーでございます。こちらにつきましては、家庭や学校生活の中で生活基盤の整理等環境を支える役割や、問題を抱える児童生徒が置かれている環境などを把握し、関係機関と連携し、児童生徒、その家庭及び教職員への支援をしてございます。学校内で行われる生徒指導部会、教育相談部会及びケース会議などの会議にも参加していただいており、家庭訪問、個別相談を行っております。また、今年1名から2名に増員し、各小中学校を巡回していただいてございます。

以上でございます。

○1番 武藤くるみ君

それぞれの領域で子供たちに寄り添っていただき、専門の方が近くにいてくださることで、子供たちや保護者、教員もとても心強く思っております。

では、そのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、どこにも相談できない、していない、または、自宅で過ごしているなど社会とつながっていない児童生徒や保護者に働きかけることはされていますか。

○教育課長 兼岩英樹君

こちらにつきましても、そういう状況で対応をさせていただいてございます。

以上です。

○1番 武藤くるみ君

学校や教育委員会からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを紹介し、家

庭とつながることができるよう支援してくださっているということですけれども、長期欠席になれば、家庭とつながることも難しくなり、子供たちの気持ちや心を動かすことはより一層困難になると思います。

そこで、県が取り組んでいるホームフレンド事業があります。ホームフレンド事業とは、自宅等を訪問し、不登校児童生徒の話し相手や遊び相手になる大学生ボランティアで、家庭教育コーディネーターと共に自宅を訪問するという内容の取組です。この取組におきまして、当町におきましてもホームフレンド事業に取り組まれていますでしょうか。お聞かせください。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまのご質問です。ホームフレンドシップについて蟹江町として取り組んでいるかということについてお答えさせていただきます。

蟹江町におきましても活用はしてございます。件数につきましては2件、学生ボランティア及び教育コーディネーター、教員のOBによるものになります、共に月に1、2回程度ご家庭へ訪問し、話し相手や遊び相手として社会とつながるための役割を果たしていただいてございます。

以上でございます。

○1番 武藤くるみ君

当町でも取り組んでいただいているということですので、子供たちと一緒に過ごしたり遊んだりすることで、引き籠もっている児童生徒の心が開かれることをちょっと期待しております。

では、次に、岐阜県本巣市で取り組んでいる事例をちょっと紹介させていただきます。

子供の心の扉は、内側の取っ手から自分で開くしかない、おいしい給食と安心できる居場所がきっかけになればの願いの下、学校に通えない不登校の小中学生に無料で給食を提供する取組が今年の6月から行われています。給食センターの一室を開放し、学校に通えなくても給食は食べにきてほしい、学校に戻すことではなく、居場所をつくることを市は目指しているそうです。この取組を先行している他の自治体では、引き籠もっていた児童生徒が学校に通えるようになったという成果を上げています。

当町では、蟹江町こども計画（第3期蟹江町子ども・子育て支援事業計画）の冊子に、いじめや不登校を未然に防止する取組の充実について、児童生徒が安心して学校に通うことができるよう、教育委員会と連携し、いじめや不登校などの問題が起きにくい学校づくりに取り組みます。同時に、児童生徒が学校生活における悩みや困り事に気軽に相談でき、SOSを出すことをできる環境をつくりますと記されていて、未然に防止する取組は十分になされていると思います。でも、既に不登校になって、どこも相談できない、相談をしていない家庭や、社会とつながっていない家庭及び児童生徒に対して、町としての今後の施策について

お聞かせください。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のございました今後の施策についてお答えさせていただきたいと思います。

不登校の児童生徒は年々増加傾向にある中で、蟹江町としては、教育支援センター「あいりす」の活用、校内教育支援センター「オリーブ」の開設、学校に戻すだけを目的とすることなく、社会生活ができる場づくりとし、スクールソーシャルワーカーの活用、人とのつながりをつくるようにしております。

また、何より学校では、早期発見、未然防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○1番 武藤くるみ君

あいりすとかスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが増員されたり、中学校で校内教育支援センターが設立されたりする取組がなされているので、不登校児童生徒が少しでも前向きになれるよう、引き続きの支援が必要だと思います。どこにも相談できない、相談していない子供たちや、不登校が長期化することにより、だんだん社会とのつながりがなくなり、自宅で過ごしている子供たちに対して、継続的に生存確認をしていただくとともに、子供たち自身が心の扉を開けられるような取組をお願いして、大項目1の「不登校児童生徒への支援」の質問を終わります。

大項目2の「小学生の水筒持参 冷たい水が飲める環境を」と題して質問いたします。

小学生の荷物として、ランドセル、水筒、月曜日・金曜日は体操服やシューズなどを持ります。時には、鍵盤ハーモニカや絵の具セット、タブレットを持つことがあります。荷物が多く、子供たちの負担が多いと思われます。多くの保護者から、ランドセルや荷物が重く、水筒持参は家庭によって選べる自由が欲しいという声を聞きました。

ここで、水分補給の水道水について確認させていただきます。

学校で水分補給をするときに、水道水は飲むことができ、その水道水は安全な飲み水であるということですが、問題がないにもかかわらず、子供たちが学校で水道水を飲んでいる姿を見たことがないのが現状です。ほとんどの児童は水筒を持ってきて、水分補給をしております。

では、安心な飲み水だったら水筒を持たせる理由はどうしてでしょうか。これは、学校の方針でしょうか。それとも、家庭の希望でしょうか。お聞かせください。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました水筒を持たせるのは学校の方針か、家庭の希望かについてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、各学校ガイドブックに水筒の持参につきましては示されております。中でも、毎日持参させてください、季節に関係なく持参させてください、ご家庭での判

断で持たせてくださいなどと記載されてございます。

以上でございます。

○1番 武藤くるみ君

学校のガイドブックに示されているということの答弁でしたので、ちょっと各学校のホームページからガイドブックの水筒持参について調べてみました。舟入小学校は、お茶、水筒は毎日持たせてください、須西小学校は、お茶は毎日持ってきましょう、学戸小学校は、飲物は季節に関係なく持ってくるようにしましょう、蟹江小学校は、お茶は気温、天候に応じて持たせてください、夏季校外学習は多めに、熱中症対策のためにお茶以外も可とします、新蟹江小学校は、家庭の判断で水分を持たせてください、学校によってニュアンスは違いますが、ほとんどの小学校が水筒を持ってくるように記載されています。

学校の方針ではないかも知れないですが、保護者は、記載があるので毎日持たせるものだと思っています。蟹江小学校や新蟹江小学校は、気温や天候に応じて家庭の判断で持たせてくださいとあるように、毎日というよりも、気温や天候、子供の体調などに応じて、家庭で判断して持たせてもよいのではないかと思います。

では、次に、今年も、夏休み前の6月、7月から、最高気温25度以上の夏日や30度以上の真夏日になる日、猛暑や酷暑などと言われる日が多くなったことを思い出します。特に、7月に入ってからは、連日のように30度超えの日が続く中、子供たちは、水筒の飲み水を飲んでしまって空っぽになったり、水筒を忘れてきた子供たちがいると思います。

そこで、学校は、水筒の飲み水がなくなった児童や水筒を忘れてきた児童たちにどのような形で水分を提供されていますか。

ちなみに、私が勤めていた学校では、用務員さんが多めにお茶を沸かして、それをウォータージャグに入れて冷やして、お茶を提供していました。お聞かせください。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありましたことについてお答えさせていただきます。

各学校では、様々ですが、水筒を忘れた場合は保護者に連絡して届けていただく、保護者と連絡が取れない場合や水筒の中身がなくなったときは、担任へ申し出て職員室に行き、水のペットボトルや冷蔵庫で冷やした水を水筒に入れて対応していると聞いてございます。

以上でございます。

○1番 武藤くるみ君

各学校、提供の仕方に違いがありますけれども、児童生徒が困ることのないよう水分補給をしていただいていることですので、ありがとうございます。しかし、水筒が空になったことを言えない児童や、水分を提供する児童が多くいれば、担任はその対応に追われ、大変になります。水道水が飲めるということなので、水道水を飲めばいいと思いますけれども、しかし、熱中症対策の面から考えますと、環境省が出している熱中症環境保健マニュアル2014

に、熱中症を防ぐためには冷たい飲料、5度から15度を準備しようという記載があります。夏の期間は水道水はぬるく、もしくは、生ぬるい温度で蛇口から出でます。やはり、水が飲めるといつても、冷水であるほうが熱中症対策としてもよいことが分かります。

O157やコロナが流行する前は、ウォータークーラーが設置されている学校が多くありました。O157やコロナ禍で一時使用が禁止になりました。でも、近年の猛暑を受け、熱中症対策としてウォータークーラーやウォーターサーバーを学校が新たに設置する動きが出ております。町内の保護者や子供たち、学校の教員からも、校内に冷たい水が飲める場所が欲しいという要望や意見が出ております。

また、次に、手洗い場に冷水器をつけて冷たい水を飲めるようにした自治体があります。蟹江町でも、学校の手洗い場に同様なことが可能ですか。可能であれば、費用はどれくらいかかるかお聞かせください。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。

手洗い場への冷水器設置に係る費用は、冷水器の性能や設置方法により異なりますので、全ての学校になると多額の予算が必要となりますし、設置する際は、衛生面、維持管理について十分検討する必要がありますので、今すぐ設置することは難しいと考えてございます。

以上でございます。

○1番 武藤くるみ君

手洗い場全部となるとかなりの費用を要するということなので、やはり、ウォータークーラーやウォーターサーバーといった冷たい水を飲めるという方法は、幾らもあると思います。費用やランニングコストなど、考えなくてはいけないことは多々ありますが、校内で冷たい水を飲むことができる環境であれば、水筒を忘れたり、水筒の飲物がなくなったりした場合に、自分が飲みたいときに自由に冷たい水が飲めます。9月、10月は運動会の練習も始まり、特にこの時期は冷たい水がたくさん必要になります。冷たい水が手軽に飲める環境であれば、熱中症対策にもつながっていくと思います。

最後に、冷たい水を飲むことができる環境を整えていただけるか、町としてはどのような考え方をお持ちでしょうか。お聞かせください。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありましたことについて、町としてどのような考え方をお持ちかについてお答えさせていただきます。

児童生徒が安心・安全な学校生活が送れるためには、まだまだハード面の工事が多く必要となります。今後も、限られた予算の中で、ご家庭で対応できること、学校が行うことを考え、優先順位をつけながら行ってまいりたいと考えております。

水筒が重いというのも個人差があり、学校では、家庭学習では使わない教科書を学校に置

く置き勉も推奨しているところですので、申し訳ありませんが、児童生徒の水分補給については初めにお答えしたとおり、各学校のガイドブックに沿って、ご家庭の判断でお子様に必要な量を持参していただきたいと思います。

また、熱中症対策としては、昨年度及び今年度に行った、暑さ対策として行った対応の様子を見させていただきたいと思います。

以上でございます。

○1番 武藤くるみ君

今すぐできなくても、今後進む熱中症対策の項目の一つに、子供たちのために冷たい水が飲める環境を整えるということを頭に入れておいていただきまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長 伊藤俊一君

以上で武藤くるみさんの質問を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、上下水道部次長兼水道課長、下水道課長、生涯学習課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。10時25分から再開といたします。

(午前10時11分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時25分)

○議長 伊藤俊一君

質問第3番 飯田雅広君の質問、「災害への備え（災害ごみ・耐震・自治会）について」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○6番 飯田雅広君

皆様、こんにちは。

議席番号6番 立憲民主党、飯田雅広です。

それでは、議長の許可をいただきましたので、「災害への備え（災害ごみ・耐震・自治会）について」一般質問を行います。

能登半島地震を受け、蟹江町の様々な災害への備えが万全か、令和6年6月議会では飲料水とトイレについて、令和6年12月議会では情報発信について、一般質問を行いました。今議会は、災害ごみ・耐震・自治会についてお聞きをいたします。

それでは、まず、災害ごみ・耐震・自治会について質問をする前に、防災及び災害対策に関する事を担当していただいている安心安全課に、現時点での蟹江町における全体的・総括的な災害への備えについてご答弁をお願いいたします。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、ご質問のありました災害への備えについてお答えいたします。

町の体制としまして、災害時に避難者が必要となる資機材を指定避難所等に配備しております。また、近年の災害の教訓を鑑み、課題となったことや改善すべきことに対しまして解決するための資機材を検討、購入しておるところでございます。

組織内の取組といたしまして、災害時は、町職員一丸となって対応する必要があるため、職員に対し、研修会を開催するなど防災教育の機会も増やしており、個々の防災知識の向上も進めております。

次に、町民の方に対しましては、広報誌やホームページ、防災学習会などを活用し、防災時の備えを周知しておるところでございます。

また、大人の方にも、自主防災会などを通じた防災学習会を開催しておりますが、子供の頃からの防災教育も重要と捉えております。そのため、小学校でも学習会を実施しておりますが、子供の防災知識の向上についてもより一層推進する必要があると考えております。

今後につきましても、昨今の災害の事例や新たな技術等の情報を収集し、災害時には柔軟に対応できる組織づくりとともに、町民の方の生命・財産を守るための施策に努めてまいります。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

それでは、災害ごみ・耐震・自治会について質問をしていきます。

まずは、災害ごみについて質問をいたします。

災害発生時の災害ごみの量については、「蟹江町災害廃棄物処理計画」の38ページの中に、約30万トンと記載をされておりますが、改めてお尋ねをいたします。

南海トラフ地震が発生した際の当町の災害ごみの発生量、その処理に係る概算費用、その算出根拠についてご答弁をお願いします。

○環境課長 太田圭介君

ただいまご質問のありました蟹江町災害廃棄物処理計画が想定する震災による当町のごみの発生量、概算の処分費用、その算出根拠についてお答えをいたします。

令和2年3月に策定をいたしました蟹江町災害廃棄物処理計画において、当町で発生する災害ごみの量は、災害廃棄物として約17万4,000トン、津波堆積物として約11万9,000トンの計約29万3,000トンと推計しております。この数値は、平成26年に愛知県が策定しました平成23年度～平成25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書で使用されました過去地震最大モデルを踏まえました推計値を基として算出したものでございます。

この約29万3,000トンは、当町の令和5年度のごみの総排出量9,883トンの約29.6年分に相当しますが、これらの廃棄物を処理する費用につきましては、この災害廃棄物処理計画では

算出しておりません。

参考といたしまして、東日本大震災において、平成23年度から平成25年度の3年間に排出されました災害廃棄物と津波堆積物の合計量3,100万トンの処理単価は、1トン当たり約3万7,000円と試算されております。この処理単価3万7,000円に、当町の災害廃棄物の発生見込量29万3,000トンを乗じますと、概算の処理費用として総額約108億4,100万円と推計するところでございます。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

当町で発生する災害ごみは約30万トンあります。蟹江町災害廃棄物処理計画によりますと、平成29年度ですと、通常時の生活ごみ約26.4年分相当、ただいまご答弁の令和5年度のごみ総排出量ですと29.6年分に相当することでした。この約30万トンの処理にかかる費用は、私もこの一般質問をするに当たり事前に調べましたが、1トン当たり3万7,000円と試算されておりるので、約30万トンとして計算をすると、3万7,000円掛ける約30万トンで総額111億円にも及びます。

また、全壊した家屋から出るごみの量は、被害の状況や建物の構造によって異なりますが、一般的には、1棟当たり数十トンから百トンを超える場合もあります。例えば、阪神淡路大震災の事例では、延べ床面積100平方メートルの家屋の解体で40トンから60トンのがれきが発生したとされております。東日本大震災では、全壊家屋1棟当たり116.9トン、半壊家屋1棟当たり23.4トンという発生量原単位が示されています。

地震時の全壊家屋1棟当たりのごみの量は約117トンであり、先ほどの3万7,000円で計算すると、1棟当たりの災害ごみ処理費用は約433万円、3万7,000円掛ける117トンですね、になります。この433万円のお金を後処理に費やすなければならないのであれば、家屋が倒壊しないように、防止のためにお金を使うことも考えていく必要があると思います。

それでは、次に、蟹江町災害廃棄物処理計画について質問をいたします。

本計画には、災害時に発生する災害ごみ、また、避難生活で発生する生活ごみやし尿を処理するための行動計画が示されています。災害時に、災害ごみ、生活ごみ、し尿など混乱なく処理することは非常に重要なことですが、同時に、大変なこともあります。有事の際、特に初動における重要な行動は何か、また、そのための平時における備えについて具体的なご答弁をお願いします。

○環境課長 太田圭介君

ご質問のありました災害時においてごみなどを処理するための初動期における重要な行動と、そのための平時における備えについてお答えをいたします。

災害時においては、生活ごみや粗大ごみ、避難所から排出されるごみ等、通常とは異なるごみの排出方法、処理方法に関する問合せ対応に追われる事が想定されるところでござい

ます。発災初動期の対応として重要なのは、これら廃棄物の分別やごみ出しに関する情報発信であると考えております。

災害廃棄物が一度混合状態で出されてしましますと、その後の処理期間の長期化や処理費用の増大につながり、復旧・復興の遅れが生じる原因となります。したがいまして、廃棄物の分別やごみ出しに関する情報を発災初動期にいかに迅速かつ取りこぼしなく町民の皆様にお伝えするかは、その後の処理をよりスムーズにし、結果的に復興に寄与する重要な事項であると考えますので、情報伝達とコミュニケーションの大切さを意識し、また、情報発信に当たっては、町ホームページや広報車、マスコミ報道など、可能な限り多様な伝達手段をもって発信してまいります。

また、平時においては、廃棄物処理施設である海部地区環境事務組合や廃棄物収集業者と、日頃から災害時を想定したごみの収集運搬や処分について協議・検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

災害初動期の対応として、災害廃棄物の分別やごみ出しに対する情報発信が重要項目の一つであるとのことです。被災直後に町民の皆様に災害ごみの分別やごみの出し方の方法を正確に迅速に、そして、確実にお伝えすることは、非常に困難なことだと想像します。平時の広報啓発とともに、有事に備えた研修や訓練の強化に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問にいきます。

能登半島地震では、各地で液状化の現象が確認されていますが、専門家が航空写真などから分析したところ、液状化が確認された範囲は新潟県、富山県、石川県、福井県にかけて広い範囲に及び、これまで液状化があまり確認されていない震度4程度の揺れでも起きていたことが分かりました。一般に、液状化は震度5程度以上で発生し、震度4程度では、これまではあまり確認されていませんでしたが、今回の地震では、こうした地域でも起きていたということです。専門家は、強い揺れが長く続いた上、液状化しやすい砂地の地盤が広がっていたことが要因と見てています。

当町は、液状化の危険の高い地域となっています。巨大地震が発生し、液状化した場合の上下水道への影響についてご答弁をお願いします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

それでは、質問のありました液状化による上下水道への影響について、まず、水道のほうからお答えさせていただきます。

蟹江町を含め、濃尾平野におきましては、液状化の危険度が非常に高いと予想されております。

液状化現象が生じますと、地盤が急激に緩み、水道管路の浮き上がりや沈下、接合部の離

脱、さらには、破損といった被害が想定されます。これにより、水道水の供給停止や濁水の発生といった影響が生じる可能性があります。

以上でございます。

○下水道課長 北條寿文君

ご質問の液状化した場合の下水道への影響についてお答えをいたします。

地震により液状化が起きた場合における下水道への影響は、管渠とマンホールの被害が想定されます。管渠については、たるみや蛇行が起きること、また、接合部が破損することにより流化機能に支障を来すことが考えられます。マンホールについては、軸体のずれが起きることや、マンホール自体浮上することが考えられます。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

上下水道への影響について今、ご答弁をいただきました。

では、その影響に対する対策・対応はどのようにになっているかご答弁をお願いします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

それでは、対策についてお答えさせていただきます。

現在、蟹江町の給水区域を7つの配水ブロックに分割し、これらを基幹管路により結ぶことで、全域断水のような災害リスクの防止を図るよう計画を進めております。また、基幹管路をループ化する減災計画と組み合わせることによって、災害時における全域断水を防止するための措置と、応急復旧をブロック単位で迅速に行えるよう対策を進めている状況でございます。

以上でございます。

○下水道課長 北條寿文君

それでは、下水道の対策についてお答えいたします。

当町の下水道は、最初の供用開始から15年が経過したところです。流域下水道として整備着手は遅かったものの、当初から大規模災害を想定した材質や施工方法で取り組んでおり、耐震化率は100%です。液状化対策としても、マンホール等の浮上を防止するため、水圧の消散効果が大きい施工方法を用いています。

とはいって、自然災害の規模や発生状況は想定し切れるものではございませんので、引き続き、他の地域における被災事例や取組も注視しながら、良好な下水道施設の整備と維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

水道基幹管路に関するお聞きをいたします。

水道基幹管路の最新の耐震化率、今後の耐震化計画、耐震工事終了時期のめどについてご

答弁をお願いします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

それでは、水道の基幹管路の最新の耐震化率、今後の耐震化計画、耐震工事の終了時期のめどについてお答えさせていただきます。

水道の基幹管路の耐震化率は、現在39.4%でございます。ちなみに、国の基幹管路の耐震化率は42.3%、県が45.2%という状況でございます。

耐震化計画につきましては、蟹江町上下水道耐震化計画を令和6年度に作成しております。対策が必要な避難箇所等の重要施設に接続する上下水管路等を、今後、おおむね50年間で耐震化を完了することを目指しております。このうち、令和7年度から令和11年度までの5年間においては、特に規模の大きい避難所等13施設への接続をする上下水管路の耐震化を実施することを目標としております。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

耐震化計画、工事の終了時期が50年ということで、長いかなと思いつつも、でも、時間のかかることだと思いますので、ぜひ計画的にしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、住宅の耐震化率について、自治体別に質問をしたいと思います。

全国、愛知県、蟹江町の耐震化率についてご答弁をお願いします。また、蟹江町の耐震化率について、過年度と最新の変化についても併せてご答弁をお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、全国、愛知県、蟹江町の耐震化率についてということでございますが、まず、全国の耐震化率は、2023年、令和5年度時点で約90%でございます。この数値は、総務省が5年ごとに実施している、2023年に実施した住宅・土地統計調査に基づき、国土交通省が推計したものとなります。

続きまして、愛知県の耐震化率は、2020年、令和2年度時点で91.2%でございます。この数値は、2018年の住宅・土地統計調査基づいておりますが、建築物耐震改修促進計画を愛知県が策定しました2020年度末時点における最新データを加えて、愛知県が独自に算出したものとなります。

続きまして、蟹江町の耐震化率は、2020年1月時点で76.8%でございます。これは、2020年1月時点の固定資産税課税台帳より、居宅、共同住宅、寄宿舎とこれらの併用住宅を抽出した戸数に基づき推計したものとなります。

なお、国・県の統計元である、資料元である住宅・土地統計調査は、全国の調査区の中から一部調査区を調査し、推計・統計したものでありまして、蟹江町とは資料元が異なります

ので、町の耐震化率との乖離がございます。

また、蟹江町の耐震化率の変化についてでございます。こちらにつきましては、前回建築物耐震改修促進計画策定時の2007年、平成19年1月時点が71%でございます。2020年1月の76.8%と比較しますと、13年間で5.8%の上昇となります。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

統計の時期は異なっておりますけれども、住宅耐震化率が高い順番に並べますと、愛知県が91.2%、2020年ですね。全国が90%、これが2023年度、蟹江町が76.8%、これが2020年度ということで、当町は、耐震化率をもっと進めいかなければなりません。

新聞報道によると、能登半島地震では、被災した石川県輪島市の耐震化率46%、珠洲市で51%と、能登半島の被災地の多くが全国平均87%を大きく下回っております。高齢化によって住宅の耐震化が進まなかつた結果として、家屋の被害を大きくしたと言わざるを得ません。

蟹江町耐震改修促進計画では、住宅は、令和7年、2025年度までの耐震化の目標を95%とし、令和12年、2030年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。令和7年度までの耐震化の目標を達成するためには、2,813棟の耐震改修等が必要となります。令和12年度までに住宅の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としているので、その目標達成に努めていただきたいので、よろしくお願いをいたします。

次に、幹線道路沿線で耐震性のない建物への対応について質問をいたします。

能登半島地震では、建物の倒壊により道路が塞がれてしまい、発災後の救助、避難、物資の提供などに影響があったと聞いております。住宅同様、緊急輸送道路の沿線の建築物についても耐震化を進めていく必要があります。

緊急道路沿線の建築物について、愛知県も含めた取組の計画はあるのでしょうか。あれば、計画内容、また、当町に該当する建築物があるのか併せてご答弁をお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、愛知県は、第1次緊急輸送道路において地震により建築物が倒壊した場合、通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものを、耐震改修促進法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物として愛知県建築物耐震改修促進計画へ位置づけを行いまして、当該建築物の所有者に対し、耐震診断を行った結果を2019年3月までに所管行政庁へ報告するように義務づけを行いました。

また、本計画では、2030年度までに耐震性が不十分なものを半数解消するということを目指しております。

続きまして、町内に該当する建築物はということで、まず、町内の対象道路としましては、国道1号、西尾張中央道の2路線がございます。該当する建築物は1棟あります、所有者

が県補助金を活用し、耐震診断を行った結果として、耐震性はないとなっております。

町としましては、所有者より耐震改修などの相談がございましたら、愛知県と調整を図りながら、補助制度の創設等の検討を行いたいと思っております。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

昭和56年、1981年ですけれども、の6月1日は、日本の耐震基準が旧耐震基準から新耐震基準へと大きく改正された節目の年となっております。建築物の耐震化は、命を守るために重要であり、当町においても、昭和56年以前の建物が依然存在していると思います。ぜひこの管理や対応をしっかりとお願いしたいと思います。

それでは、次に、地域の集会所の耐震化について質問をいたします。

現在、地域が所有する公民館、公会堂などの集会所は町内に幾つあるかご答弁をお願いします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

町内会等が、地域が所有する公民館や集会所の管理につきましては、令和7年度現在、把握している数は29町内会で35施設でございます。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

それでは、これらの集会所は、ふだんの地域行事で利用されるだけではなく、防災用品などの保管場所であり、災害時には、一時的な避難場所としても活用をされます。しかしながら、集会所の中には古い木造の建物も存在しています。当町の集会所等施設整備の補助金の制度及び耐震補強等の補助実績についてご答弁をお願いします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

ただいまご質問ありました施設整備の補助制度及び耐震補強の実績数についてでございますが、地域が所有する公民館や集会所を対象とした補助制度につきましては、蟹江町地域公民館等建設費貸付金及び補助金並びに維持管理交付金というものがございます。

この内容につきましては、公民館や集会所等を建設される際の費用の一部の貸付け、新築や大規模な改修に対する費用の一部を補助、集会所等の維持管理費としての交付金の3点となっております。それぞれ補助率や上限等ございます。基準が定められていますが、今回、その詳細までのご説明のほうは控させていただきますけれども、この補助につきましては、耐震補強に特化した内容ではございません。よって、ご質問いただきました制度はございませんけれども、耐震補強の実績数につきましては、お答えできる数値はございません。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

耐震補強等の補助がないということですけれども、それでは、地域が所有する公民館や公会堂などの集会所が耐震基準を満たしているか把握をしているかご答弁をお願いします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

現時点で、その35の集会所や公民館等において、耐震の基準を満たしている施設か否かについての把握はできておりません。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

把握はできていないということですので、やはり、何か対策を行っていただきたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまご質問いただきましたことにつきましてお答えをさせていただきます。

先ほど、耐震状況確認が取れていないというところをお答えさせていただきましたが、建築年度というところを確認、把握できる施設は幾つかございます。また、この集会所等を今後、地域の避難所としての機能を想定するためには、この建築年数だとか耐震診断及び耐震補強の有無等の情報はとても大切であると考えますので、今後、その把握が行えればいいかと考えております。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

ぜひ把握を進めていっていただきたいというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、建築物の耐震化は、命を守る、災害ごみを減らす、復興を加速することにつながります。徹底的な事前防災投資との考えで耐震化補助を進めていっていただけたらと思います。

令和6年6月議会の富田議員の一般質問の答弁の中に、各地区で管理されている公民館を効率的に活用いただくため、建物の安全が確認された場合には、避難所として使用することは可能だと考えておりますとありました。蟹江町地域防災計画には、避難所として6か所の記載があります。町の補助等により、もっと増えていくことが住民の安心につながります。ぜひ積極的な支援をお願いをいたします。

多くの大規模災害を通じて、有事における地域の支え合いが重要であると再認識しています。しかしながら、コロナ感染症の影響もあり、平時における地域のコミュニティの希薄化が進んでいく一方です。地域コミュニティの衰退・希薄化は深刻な社会問題であり、支え合い社会の格差は、将来、地域の魅力の差となって表面化していくのではないかと大変危惧をしています。

そこで、町内会・区会への加入促進について伺います。

町内会・区会は、地域のために様々な活動を自主的に行う日常生活に最も身近な住民組織、かつ自分たちのことを自分たちで話し合い、行政と協働して地域の課題解決を目指す基であると思います。町内会・区会の活動は、地域で人ととのつながりをつくるという大切な役割があり、具体的には、お祭りなどの地域行事の開催、住環境周辺の清掃、防犯・防災等の活動や災害時の活動など、多岐にわたるものがあります。静かに暮らしたいという理由から、自治会加入以前に近所の方との接触も極力少なくしている方もおり、強制はできませんが、住民同士の組織の意義は重要であり、誰もが加入したいと思える、魅力ある町内会・区会づくりの取組を推進する必要があると考えます。

ある自治会連合会の取組では、提示するだけで飲食店や宿泊施設等から割引や特典等の優遇を受けることができる制度があるそうです。自治会加入の満足度を高め、既存会員の退会防止や未加入者への加入促進が目的です。

そこで、町内会・区会への加入促進策として、当町も飲食店等や、あるいは子供の習い事への割引や特典等の優遇の補助や助成をすることはできないでしょうか。また、何から始めてよいか分からぬこともありますので、町内会・区会への情報提供や勉強会の機会の提供もできないでしょうか。町内会・区会への加入者が増えることは、町内会・区会だけではなく、町政運営の上でも利点はあると思いますので、以上の点についてもお考えをお伺いをいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいまご質問いただきました、まず、町内会・区会への加入促進についてお答えさせていただきます。

町内会・区会は、地域社会の中で重要な役割を果たしており、その加入促進や組織の活性化は、住民同士の交流促進や地域の安全・安心などに大変重要なテーマであると認識しています。

しかしながら、ご質問いただきました加入促進策としての町内会加入者への優遇や助成については、町内会活動が地域住民による自主的な活動であることを考慮すると、行政が直接的に町内会等の加入者に限定した優遇や助成を実施することは、加入促進の動機づけになる一方で、行政サービスの公平性が失われ、地域の分断を助長する懸念があります。

そのため、当町では、区や町内会の運営に要する経費として町内会運営費交付金や、地域行事に対する助成を通じて町内会活動が円滑に進められるよう支援を行っています。こうした助成を活用していただくことで、町内会の魅力発信や加入促進につなげていただければと考えております。

また、情報提供や勉強会等の機会の提供につきましては、毎年2回、嘱託員会議を開催することにより、意見交換の場を設けています。本年6月には、全嘱託員に対し、研修内容に

についてのアンケートを実施し、その結果を基に、関心の高いテーマで研修を実施することも検討しています。

引き続き、行政と町内会・区会との情報交換や相互に連携しながら取り組んでまいりたと考えております。

以上です。

○6番 飯田雅広君

災害の備えのところから、ちょっと外れるんですけども、習い事の補助に関してお聞きをいたします。

この習い事の補助に関してなんすけれども、平成30年6月議会の一般質問にて、子育て支援の一つとして、また、子供たちが挑戦できる環境の手助けとして、提案をしております。その際に、千葉県南房総市が、学校外教育サービス利用助成事業という名称にて行っている旨も紹介をしております。この際の答弁ですけれども、近隣市町村を見ながら調査研究を進めていますとのことでした。調査研究する時間は十分あったと思いますが、その後、どのようになっているのかご答弁をお願いします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました習い事の補助についてのその後についてお答えさせていただきます。

平成30年6月議会、一般質問いただいた際には、調査検討させていただくとご答弁させていただきましたところですが、現段階におきまして習い事に対する補助は行っておらず、実施できている内容としては、英検受検者に対する補助となります。

まずは、昨今の暑さ対策に重点を置き、最優先させていただいている。英検もそうですが、習い事につきましては、利用している、していないという公平感のこともございます。進められていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

今、英検の補助に関してのお話がありました。これに関しましては、平成30年12月議会の一般質問にて、私が町に要望をしました。そして、しっかりと検討していただいて、導入をしていただきましたが、やはり、これは習い事の補助ではありません。

令和6年3月議会の三浦議員の代表質問でも、習い事の補助に関しての質問がありました。今、2人の議員がこの件に関して訴えております。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、災害対策について戻りますが、最後に、町長への質間に移ります。

地域コミュニティの課題は、役員の高齢化による担い手不足があると思います。そのほかにも、町民の無関心、参加者の固定化なども課題だと考えます。地域コミュニティ維持活性

化に向けた現状の行政支援は力強いものではなく、そこに大きな変化や変革は見ることができません。地域のつながりの希薄化が顕著に進んでいく中では、行政と地域の連携はもっと綿密で、強固でなければならないと考えます。そのための具体的な施策を掲げるためのビジョンが欠けていると言わざるを得ません。

町長にお聞きをします。

地域で支え合う社会、共助社会を弱体化せず強化していくためには、トップダウンによる具体的な施策を講じる必要があると思っています。防災しかし、高齢者や子育ての助け合いしかし、支え合いの社会を町が牽引していく仕組みづくりが必要だと考えます。例えば、地域コミュニティ活性化のために条例を制定するであったり、条例制定まではいかないとしても、ビジョンを作成するなどの行政の仕掛けです。また、自治会活性化に特化した視察や研修、町内会運営費交付金の増額、あるいは、活性化を目的とした別の補助金の創設などになります。条例制定やビジョンに対する見解、町が牽引するための施策、地域コミュニティ活性化に関する見解について、町長の強い指導力を發揮していただきたいと思いますが、ご答弁をお願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

平素は、蟹江町行政に大変お力添えをいただいております。また、防災に大変関心をお持ちをいただきながら、いろいろなご質問をいただいていること、また、全てそれが成就できることは大変申し訳なく思いますが、徐々にしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

今、地域コミュニティのご質問をいただきました。トップダウンでやったらどうなんだ、ビジョンができていないじゃないかと、大変厳しいご指摘をいただきました。

私は、この地域コミュニティというのは、その地域に住む方がお互い協力をしながら、全般的に、年の差関係なくて、地域をよりよくしていくための活動の一つの固まりだというふうに考えてございます。

過日、富吉にお邪魔をいたしました。富吉の町内会長さんはじめ関係者の方が大変たくさんお見えになられまして、広報100号の記念ということで、私も、挨拶をしてすぐおいとまをさせていただくつもりをしておりましたが、非常に熱心な話合いの中で、最終までお邪魔をさせていただき、コミュニティの発祥の地というふうに私は自負をいたしておりますし、また、今、議員をやっておみえになります富田議員のお住まいのライオンズマンション、あそこもコミュニティの、私は、草分け的存在だなというふうに思いますし、地域コミュニティの、私は、最たるものだと思っています。

町長からの条例制定のご案内もありましたが、議員各位とも相談をいたしますが、条例というのは確かにインパクトはありますけれども、地域限定ということになってしまって、結

局、その条例があることによって地域の活動が不活性になったりすることは否めないというふうに思っています。また、町長のトップダウンも、一時的には効果あるかも分かりませんが、これが長期的になりますと、強権的だ、一方的だ、そんな条例はという話になるのではないのかなということを危惧しながら、私の就任以来の10K、観光、改革、健康、教育、共生、そして協働のまちづくり、これをしっかりと、町民の皆さんと同じ目線でこれからもやっていく必要があると思います。

ただし、そのコミュニティの中には町内会、いわゆる嘱託員さんを中心とする町内会もあれば、それから、高齢者のたくさんが集われる長寿会、老人会、そしてこども会、いろいろあると思いますが、それも、全てこのコロナ、2020年に、発災ですね、私は災害だと思っていますが、コロナの出現によってコミュニティが本当に寸断されてしまった、そんな状況が事実だというふうに考えてございます。決して町が入らないということではなくて、これからも協働まちづくりという理念をしっかりと考えながら、町民の皆さんと手を携えなら、必要なときには、そのトップダウンとは言いませんが、強い、やっぱり影響力を持たせていただき、行政で情報発信させていただくことが必要かというふうに思っています。

余分なことでありますけれども、過日、防災訓練、BCP、いわゆる行政継続の何かがあったときに継続をやるBCPというのがあるんですけども、それ以前に、発災したときに蟹江町の職員、数百名おりますけれども、どういうことができるかな、受援体制ができることができるのかなという、本当に危機に迫った訓練を、実は、初めてやらせていただきました。やっぱり、公民というのは、住民の皆様方の先頭に立って公的な仕事をするというのが至極当たり前であります。しかしながら、いつもお話をさせていただいております自分のことは自分で、自助、そして共助、これもあるんですけども、その中に「近助」を入れてください。ご近所さんとの付き合いをしっかりとやってくださいということを、私は、改めて強調をさせていただきたいと思います。

地域コミュニティの大切さはよく分かっておりますし、これからも、トップダウンとは言いませんが、やっぱりビジョンを持ちながら、皆様方と相談し、議員各位にも相談しながらまちづくりをしっかりとやってまいりたいというふうに今現在では考えてございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○ 6番 飯田雅広君

今ご答弁にもありましたとおり、本当に新型コロナ感染症の影響があつて、平時における地域コミュニティの希薄化が進んでいく一方だと思います。地域コミュニティの衰退や希薄化は、深刻な社会問題であります。支え合い社会の格差は、将来、地域の魅力の差となって表面化していくのではないかと大変危惧をしています。

行政は、地域コミュニティの維持活性化における当町の現状、課題をどのように認識しているのか、また、その対策、町として可能な範囲でサポートしていくことが大事だと思いま

す。そして、この可能な範囲のサポートをもっと拡大していただきたいというふうに思います。そのためには、やはり、その最初の加速をつけるためには、町長のトップダウンによる意思表示見える化する必要があると私は考えます。ぜひその横江町長の施策である協働のまちづくりを実現するためにも、この地域コミュニティに対する支援の変革、改革を要望します。

地域コミュニティの維持活性化については、短時間で議論できるテーマではないと思います。今後も蟹江町の重要課題として取り上げさせていただきたいというふうに思っておりまますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、今回触れていないですけれども、トイレトラックやトイレトレーラーの件もまた来年度、予算のことをこれから考えていかれると思いますので、また、ぜひ前向きに進めていただければと思います。本当に、蟹江町というだけではなくて、災害起こったところに助けに行くんだというような目的がトイレトレーラー・トラックにあると思いますので、ぜひ進めさせていただきたいというふうに思います。

以上にて私の本日の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 伊藤俊一君

以上で飯田雅広君の質問を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、上下水道部次長兼水道課長、下水道課長、安心安全課長、環境課長、教育課長の退席と、ふるさと振興課長の入場を許可いたします。生涯学習課長は席を移動してください。

暫時休憩といたします。

(午前11時14分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

○議長 伊藤俊一君

質問4番 志治市義君の質問、「小酒井不木の魅力をもっと広めよ」、「横江町政6期目の決意抱負を改めて伺う」を許可をいたします。

志治市義君、質問席へお着きください。

○3番 志治市義君

3番 新風 志治市義でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書の内容に従って「小酒井不木の魅力をもっと広めよ」及び「横江町政6期目の決意抱負を改めて伺う」ということについて質問をさせていただきます。

皆さんご存じのとおり、小酒井不木は、1890年、蟹江町に生まれ、東京帝大で医学を学び、

東北大医学部助教授を経て、衛生学研究のため米欧に留学、持病の結核の悪化で帰国をし、以後、文筆活動を開始。江戸川乱歩をはじめ、あまたの作家と交流し、後進を育てましたが、1928年、肺炎で亡くなりました。短い生涯に大きな業績を残した蟹江の偉人と承知をしております。

では、当町では、この小酒井不木について、歴史や文化などの視点からどのような評価をしておられますか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまご質問いただきましたことについてお答えさせていただきます。

議員が言われるとおり、小酒井不木は蟹江町生まれの著名人でございます。彼は、探偵小説家で知られているところでございますが、その前に医学者でもありました。新蟹江村、現在の蟹江新田で生まれ、中学までは地元で過ごし、その後、医学の道を志して上京し、現在の東京大学にて生理学や血清学を研究しており、医学者としての著書も幾つか残しております。

また、ご存じのとおり、当時の日本文学にはない医学と文学を掛け合わせた新ジャンルを形成し、その近代の推理小説やミステリ一 小説の土台を築き上げた人物でもございます。彼の作品の知名度は高いとは言えませんが、医学に精通していたこともあり、その知見を生かして執筆され、よりリアリティーさが持たされた作品が大きく存在いたします。

さらに、後輩育成にも力を注いでおり、のちに有名となります江戸川乱歩の作家デビューを後押ししたことは広く知られているところかと思います。

当町としましても、このような功績がある小酒井不木のほかにも、水墨画の林稼亭、書道家の山田玉田、実業家の神田鑄藏、日本画の宇佐美江中等が蟹江町生まれの著名人として挙げられ、当町の歴史文化を発信する上では、どの人物もなくてはならない重要な人物でございます。その上で、蟹江町歴史民俗資料館内に小酒井不木に関する常設展示コーナーを設けているということは、当町の注目度が非常に高い人物であるということを示していると思います。

以上でございます。

○3番 志治市義君

本当に詳しいご答弁をありがとうございます。

我が町の歴史民俗資料館は、不木のみならず、歴史や文化の様々な知識を町民に伝えていく文化の司令塔であると思います。

そこで、今このようなたくさんの方の業績を町民に伝えるために、生涯学習課、あるいは歴史民俗資料館では、これまでどのようなイベント、事業を実施してこられたでしょうか。また、現在していますでしょうか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

蟹江町教育委員会のほうでは、小酒井不木に関する常設展示をはじめまして各種事業を実施してまいりました。

近年では、令和3年度にこの小酒井不木の「小酒井不木俳句掛軸展」を実施し、小酒井不木が詠んだ俳句の直筆の掛軸等を展示いたしました。令和7年3月29日から実施いたしました「小酒井不木の書跡と蔵書」の展示では、小酒井不木直筆の原稿に加え、蔵書であった医学書や、探偵小説を執筆するに当たり影響を受けた海外の小説等を展示いたしました。

事業面では、令和3年度に、蟹江中央公民館集会室にて、「日本のミステリーを開花させた二人 小酒井不木と江戸川乱歩」のタイトルで講演会と、そのときのショートムービー「安死術」の上映を行いました。当時はコロナ禍だったため、事前申込制で人数制限等ありましたが、遠くは愛媛県の方のご参加がありました。

また、地域へ学芸員が出向いて行います出前講座での講義をはじめまして、町内の小学4、5、6年生を対象に、蟹江の文化等を学ぶ講座「かにえキッズ調査隊」の中でも、小酒井不木については取り上げております。

さらに、町内だけではなく、町外の関係機関からの協力依頼もありまして、令和4年度には、博物館明治村からの依頼があり、歴史民俗資料館の所蔵品の中から、小酒井不木が書いた書画の貸出し等を行いました。

このように、蟹江町教育委員会では、蟹江町を代表する文化人である小酒井不木をより多くの方に关心を持っていただけるような様々な角度で不木を取り上げ、その普及に努めているところでございます。

以上です。

○3番 志治市義君

ありがとうございます。自分が想像していた以上に生涯学習課が過去何年にもわたって様々な取組をしてこられたこと、とてもよく理解しました。

では、ふるさと振興課では、小酒井不木についてこれまでどのような事業を実施してこられましたか。また、現在しておられますでしょうか。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

それでは、ただいまのご質問、ふるさと振興課ではどうだということについてお答えさせていただきます。

観光振興の観点から、小酒井不木という人物を観光資源の一つとして捉え、主に次の事業を展開してきました。

令和2年3月には、短編小説「死体蠅燭」を映像化したショートムービー第1弾を作成し、地元ケーブルテレビでの放映を皮切りに、町のホームページで公開し、その後、今年度までに6作品映像化、公開をしてございます。作品によりますが、公開に合わせて地上波での放

送、地元映画館での予告編の上映、謎解きラリーの開催、ロケ地マップの作成など、関連事業として行いました。

また、町をPR機会であるイベント出展時、直近では、令和7年5月17日、18日にモリコロパークのほうで開催された愛知万博20周年記念事業「集まれ！あいちの魅力博。」というイベントで、町の特産品などと合わせて不木のパンフレットの配架、人物を紹介しながらショートムービーの放映なども行ったところでございます。

さらに、地元お寺での作品の朗読会の実施や、町のホームページ上で不木作品をご覧いただける環境として、令和4年ではございますが、「蟹江文庫」の立ち上げも行ったところでございます。「蟹江文庫」、ショートムービーにつきましては、現在もホームページ上でご覧いただける環境となってございます。

以上でございます。

○3番 志治市義君

ふるさと振興課でもいろんなイベントを行ってこられたことを理解しました。生涯学習課のイベント等は、文化面の知見を町民に伝えることが主な目的だと思いますが、ふるさと振興課はまた違った目的があるように思います。

今、ふるさと振興課のほうで説明をいただきました幾つかの事業の目的、具体的にどういったことでしょうか。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

それでは、先ほどお答えしました事業の目的はという問い合わせでございます。

平成29年から、蟹江の観光振興・開発に必要な差別化できる観光資源、話題化できる、蟹江ならではの来町につながるコンテンツを探してきたところでございます。蟹江に関心を持っていただきたい人といたしましては、少し蟹江から遠いようなところの人を目標に、例えば、ウェブであったり映像での訴求、求めが効果的であるという判断の下、小説を原作としたショートムービーを作成して発信することで、蟹江町に少しでも関心を持ってもらうこと、蟹江の絵になる風景をPRし、来町の動機づけにすることを目的としてございます。

以上でございます。

○3番 志治市義君

それぞれの課で小酒井不木の業績について、しっかりした目的を持って町民に知らせる、伝える取組を続けてきておられることはよく分かりました。

では、ここでお手元の資料、または、画面の資料1をご覧いただきたいと思います。

これは、先日、当町在住の皆さんに不木についてどのような認識を持っているかということを私が調べたデータです。町内在住の知人・友人、町内の方々約100人にお尋ねしたものを集計したものですから、標本には偏りがあり、母数も少ないので、誤差は相当あるということを先にお断りしておきますが、この結果を見ますと、先ほどご答弁いただいた各課の取

組のおかげで、町民の9割近くが不木を知っています。ただ、作品を読んでいる方は少ないです。

ところで、ふるさと振興課では、不木作品を映像化したショートムービーを作つておられて、今、第6弾ができておるということ今、ご紹介いただきました。

そこで、お尋ねしたいのですが、ふるさと振興課が担当されているショートムービーについて、政策費用は1作当たり大体どれくらいかかっていますか。また、このムービーを見た人数が分かりましたら、おおよそでよろしいのでお教えください。そして、このムービー作品への反響や届けられた感想などあれば幾つかご紹介ください。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

それでは、ただいまの質問でございます。

1作当たりの製作費ということでございます。大体500万円前後かかってございます。

ちなみに、今年度作成いたしました第6弾「恋愛曲線」では496万1,000円となってございます。この作品の町のホームページ上での公開日は8月8日で、まだ一月ほどしかたってございませんが、8月末で集計しました閲覧数のほうは、閲覧再生回数としては1,200回ほどとなってございます。ちなみに、予告編のものもユーチューブで配信をしておりますが、予告編に当たっては12万回の再生ということは確認できてございます。

6作品の中で閲覧数の多いのは、令和5年1月に公開いたしました第4弾「眠り薬」という作品で、本編では6.3万回、予告編は30万回の再生と確認ができます。

反響や感想ということでございます。SNSやその他の書き込みなど等で常時確認はしておりますが、随所に蟹江の風景も入っているし、よくできていて面白い、原作はどんな設定だったのか。小酒井さんの原作も読んでみたりましたとのコメントもありました。

以上でございます。

○3番 志治市義君

どうもありがとうございます。

続けてふるさと振興課に伺います。

蟹江フィルムコミッショングロケーションガイドというパンフレットを作成しています。また、同コミッショングが支援し、作成した一部の作品については、パンフレットに実際に撮影した場所の地図も掲載されています。このパンフレット作成でどんな効果がありましたでしょうか。また、そのことをどう評価しておられますか。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

ただいまのロケーションガイドとかマップの件でございます。

ロケーションガイドにつきましては、蟹江町の絵になる撮影スポットを紹介しているものでございまして、作成後、制作会社等からの問合せは増えておることでございます。

一方、ロケ地マップにつきましては、町内で撮影などが行われた際、その場所などを紹介

するもので、今回のショートムービーの作成に当たっては、第4弾までのパンフレットを作成してございますが、聖地巡礼等により、ロケ地の訪問するにぎわいがあると評価してございます。また、ロケ地マップを見て蟹江町に来訪された直接の人の数については把握できておりませんが、第4弾では、ナナちゃん人形を活用したPRも同時に行いましたので、ショートムービーの閲覧数が伸びていると同時に、町に訪れた方についても増加しているものと分析、評価をしております。

以上でございます。

○3番 志治市義君

どうもありがとうございます。

私は、過日、蟹江町図書館へ行き、小酒井不木作品を読みたいと職員の方にお願いをしましたら、不木の特設コーナーに案内していただきました。

ちょっと写真をご覧いただきたいと思います。

このように特設コーナーが設けられております。著書を手に取り、ページを繰ってみると、昔の本ですので、いわゆる旧仮名遣いで、読むのに少しばかり骨が折れました。そこで、思い出したのが「蟹江文庫」です。ホームページで公開されている不木の作品、私も幾つかの作品を読みましたが、そこで、お尋ねをいたします。

この「蟹江文庫」は、どんな狙いで公開をしているのでしょうか。アクセス人数はどれぐらいか、また、人気作品には、例えば、どんなものがあるかご紹介くださいますか。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

ただいまのご質問でございます。

「蟹江文庫」への掲載につきましては、読みやすく分かりやすい現代語訳版として順次作成の上、公開してございます。現在は、140を超える不木作品のうち、50作品ほどを掲載しております。

この「蟹江文庫」をつくった目的といたしましては、不木作品のほとんどは、現在、絶版となっておるか古書か、青空文庫、無料で読めるサイトですね、そういったものでしか作品に触れられない状況となってございます。また、国立図書館等の貯蔵の書籍等の作品の多くは流通していないため、よりたくさんの作品に触れていただきたいという狙いの下、青空文庫に、まず、ない作品を集めて、「蟹江文庫」で公開したのがきっかけでございます。現在では、ショートムービー化した作品も含めて、順次掲載数を追加しておるところでございます。

次に、アクセス数とか人気作品ということでございます。

令和6年度、昨年度のホームページ上のアクセス数をちょっと確認いたしました。総数といたしまして3,724アクセスということです。

人気作品ということですが、一番上位が「紅蜘蛛の怪異」という作品です。次に「通夜の

人々」、これは蟹江町が舞台となつておる作品となつてございます。次には、「展望塔の死美人」という作品となつております。また、ちなみに、今年度4月から8月までのアクセス数は1,408回ほどと確認が取れてございます。

以上でございます。

○3番 志治市義君

どうもご紹介くださりありがとうございます。

では、ここで資料2をご覧いただきたいと思います。

ショートムービーについての、これまたアンケートです。これを見ますと、見たことがある方が3割強でございました。

次に、資料3をご覧いただきたいと思います。

「蟹江文庫」についてのアンケートでございます。5割弱の方が「蟹江文庫」を知っていますが、読んだことがある方は、自分の周りでは大変少ないです。

ということから、不木作品は町民の中に十分浸透しているとは言えないけれども、他方、少数ではありますが、とても不木のことを深く知り、見て、読むといった、いわゆるコアなファンもいると思われます。

図書館で不木の著作集をかいつまんで読みましたが、医学や探偵学などの深い知識・供用を駆使して、犯罪論、犯罪文学研究、短編・長編推理小説、科学論、エッセイ、医学論、宗教論等々、実にいろんなジャンルについて論じていることに、私は改めてびっくりいたしました。不木の38年の生涯、そのうち、文筆活動期間は10年にも満たないを考えると、恐ろしいほどの多筆家だと思います。不木のこのような業績、あるいは、私が行ったアンケートの結果を踏まえると、今まで町の方々がたくさんの宣伝やそういうイベントを打ってきておられると思いますが、もっともっと不木を紹介し、町民に伝えてよいかと思います。

そこで、生涯学習課、教育委員会、ふるさと振興課それぞれが連携し合って、これからも不木の業績を紹介し続けていただきたいと思います。例えば、ショートムービーはこれからも続編を作られると思いますけれども、ときに上映会を行うなど、町民の目に触れる機会を設けるというのはいかがでしょうか。

「蟹江文庫」は、ホームページ上でもう少し簡単に文庫にたどり着けるようにしていただきたいと思いますが、不木の代表作、人気作の紹介コーナーを設けたりというのはどうでしょう。特に「蟹江文庫」には、以前、私が一般質問で述べさせていただいたように、私が小学校3年生のときから強く印象に残っている少年探偵、塚原俊夫君の話がまだ一つも出ておりませんので、ぜひ加えていただきたいと思います。

さらに、コアなファンに不木の魅力を語りつづつもらったりするなど、不木を通してまちおこしにつなげるような取組で不木ファンの裾野をさらに広げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

では、ただいま大きく3点ほどご質問いただいたと思います。順番にお答えさせていただきたいと思います。

まず、さらに教育部局等の連携がということでございます。

先ほどお答えさせていただきましたとおり、当課、ふるさと振興課におきましては、単独で事業を幾つか行ってきたわけでございますが、今後は、生涯学習課とも連携して、歴史民俗資料館との連携展示とか、ご提案いただきましたイベントなどでの上映会などを模索、視野に入れて検討していきたいと考えてございます。

次に、「蟹江文庫」の活用についてでございます。

さらに見つけやすい環境となるように、早速レイアウト等も考慮いたしまして改善を行うとともに、少年探偵とか順次追加して、拡充していきたいと考えてございます。

最後に、コアなファンへというような内容のご質問でございます。

こちらにつきましては、探偵小説、推理小説好きな方など、コアな方々への宣伝、PR等につきましては必要なことだと感じてございます。例えば、名古屋市内にとある書店がありますが、科学とか文学とかSF、冒険要素を含んだ新刊・古書を多く取り扱う書店でございますが、そういったところと連携を図りながら、小酒井不木を紹介するとともに、小説好きな方々へ等のつながりをつくる努力も今後していくべきだと考えております。

どちらにいたしましても、蟹江町のPRを含めて、来訪者の増加を図りたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○3番 志治市義君

どうもありがとうございます。

今までのご答弁や自分の勉強も通じて、小酒井不木の存在が、私にとっても、町にとっても本当に大きいものだということがさらに分かってまいりました。

そこで、副町長さんにお伺いしたいと思います。

小酒井不木についての認識・評価と、今後、不木についての宣伝・啓発を推進するような取組をお考えであればお教えください。

○副町長 加藤正人君

それでは、私から、小酒井不木につきましてご答弁を申し上げます。

小酒井不木は、ご指摘のとおり、我が国の探偵小説、推理小説に大きな足跡を残した蟹江町を代表する文化人の一人であるというふうに認識しております。

こうした中で、小酒井不木の業績を顕彰し、町内外に広めることは、町民の皆様の誇り、言い換れば、シビックプライドの醸成につながると思いますし、また、不木を通じて蟹江に関する関心を高めて、町外の人にとって蟹江を訪れていただけるきっかけとなるようなシ

ティプロモーションの一環にもなるというふうに思っているところでございます。

そうした中で、これまでご答弁申し上げましたように、歴史民俗資料館による取組とか、あるいはふるさと振興課による「蟹江文庫」、ショートムービーの作成、あるいは、答弁にはございませんでしたけれども、小酒井不木をモチーフにしたフボクくんというキャラクターのLINEスタンプといったたくさんの取組を進めてまいりました。それぞれ一定の成果は上げてきたと思っておりますけれども、先ほどのアンケートにもございましたように、町民の皆様への作品やムービーの認知度とか、あるいは、町外へのアピール度といったところから見ると、まだ課題は残っていると認識をしておりまして、工夫・改善や新たな取組の余地はあるのかなというふうに思っているところでございます。

例えば、個々の事業が少し単発に終わっているという、そういった懸念も感じております、メディアミックスという広報戦略があると思いますが、ショートムービーと原作の小説、さらには、関連する町の情報をセットでPRをし、さらに、広報誌や資料館の企画とも連携して、広く集中して関心を高めるというようなことも、やっぱり有効かなというふうに感じております。あるいは、ロケ地巡りも、やはり、単独の作品だけではなかなか困難なのかなというふうに思っておりますし、これまで幾つか作品が、もう積み重なっておりますので、それらの全てのロケ地、あるいは、それに加えて小酒井不木に関連するそのほかの場所等を、例えば、掲載したような地図を作成をして、デジタルスタンプラリーをするとか、そういうこともアイデアとしては考えられるかなというふうに思っております。

あるいは、小酒井不木の業績の一つに、ねんげ句会の創設というのがあるというふうに思っておりますけれども、そのねんげ句会は、現在も名古屋で活動を継続しているというふうに聞いていまして、この5月には、八事興正寺にその記念碑を設立をされたという、そういう、これはちょっと新聞情報ですけれども、記事を読んだことがございます。これもアイデアのレベルでございますけれども、何かつながりをつくれれば取組の幅が広がるのかなというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、全体の戦略をしっかりと持ちながら、より多くの人に不木を知っていただく、蟹江への関心を高めてもらえるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番 志治市義君

副町長さん、ありがとうございました。とても深い、そして強い思いをよく理解をいたしました。私も、ある意味コアな不木ファンだと思いますので、何かお手伝いできればなということを思っております。

では、質問の1項目めを閉じ、2項目めの質問をさせていただきます。

実は、3月の第2回定例会における代表質問で、私が失念をした再質問がございました。

それは、横江町政6期目のスタートに当たって、横江船長が指揮する蟹江丸がどの方向に進路を取り、どのように船を進めていかれるかということでした。

私は、生まれてから今日まで、そして、十数年にわたって本町の中学校職員として本町で人生を歩んでまいりました。今、ふと気がついてみると、横江町長の下で、本町は着実、堅実、確実に発展し、住みやすく便利になってきたと思います。私の住まいする本町地区は、今やほとんどの用足しが徒歩圏内です。公共交通の便もすこぶるよい。私の近所、町内は、町民の皆さん互いに挨拶を交わし合い、毎日温かい雰囲気でございます。これは町長さん、そして、役場職員のご尽力にあづかるところが大きいと思っておりますが、おかげで、蟹江はええ町だぞと他市町の仲間に、私は今、胸を張って誇ることができます。

ただ、これからは少子化、高齢化、物価高、気温上昇、想定される災害やその激甚化、福祉、海拔マイナス地帯という地域の特性等々、今後、私たちが豊かな生活を営む上で障壁となる課題が幾つも想起されます。しかし、私はもちろん町民の誰もが、我が町蟹江をこれからもずっと誇りに思い、お互いに心温かく、安全で豊かな町として発展していきたい、そして、そんな町で幸せに暮らしたいと思っているのではないかと思います。

そこで、町長さん、3か月遅れとはなりましたが、蟹江町民3万7,000人がどんなことを誇れる町にしていかれるのか、どんなことで町民が豊かな心や幸せな人生・生活を送ることができるような町にしていかれるのか、町長さんの過去5期20年を踏まえて、今後4年間の横江町政、蟹江丸の進路について、改めてご決意、抱負をお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、今の志治議員のご質問にお答えをしたいと思います。

再度、答弁漏れがありましたら、またおっしゃっていただければありがたいと思いますし、いや、そんな答えは聞いておらんといったようなのは、しっかりと言っていただければありがたいと思います。

まずは、6期目の抱負をということでございます。

最初の質問にありました小酒井不木の件でありますけれども、先ほど副町長が答弁させていただきましたとおり、観光シティプロモーション事業ということで、新たに蟹江町の皆さん方に知つていただくための施策と考えていただければありがたいと思いますし、FC（フィルムコミッショナ）もそうでありますが、町だけでなくて、これは観光協会も当然、共通事業として、もう一つは商工会も、3つの組織がしっかりとタッグを組んで、もちろん地方創生、今は2.0でありますけれども、地方創生の交付金を使いながら今、やっておる、これも、誘客を増やすためということと、蟹江町に住んでもらいたい、蟹江町に来てもらいたい、そういう感覚の中で始めた事業でありますので、ご理解をいただければというふうに思つてございます。

蟹江町、合併の話もありました。その当時のことを知る議員さんは、今、議長さんしかお

見えになりませんが、私も、議員のときに合併協議に、法定協議会に入りまして、蟹江町のことからのこと考えた合併がどうなんだろうというところから事は始まっています。しかしながら、合併が2町2村の蟹江、弥富、飛島、十四山という2町2村の合併が不調に終わり、弥富は、十四山を中心に取り込んで弥富市という市になりましたし、蟹江町は変わりなく蟹江町という自治体で、町制施行136年目まで来ることができましたというのか、独自の道を進むことを議会で決定をし、町民の皆さんに累々、ミーティングを開きながら町民の皆様にはお話をさせていただいたことがございます。

そんな中で、何か一つ蟹江町のアピールする点はないのかなというふうに、町長就任以来、平成17年の4月であります、そのときに、私も蟹江生まれ蟹江育ち、本町地区の中心市街地に生まれました。そして、育ちました。古きよき伝統を守る地域であります。今でも、お祭りを通じて地域コミュニティ、先ほどお話がありましたように、地域コミュニティの最たる場所だというふうに考えてございます。お祭り、そして、地域のいろんな催物に積極的に参加をされる人たちが多くて、非常に活性化している地域だと思います。

しかしながら、残念ながら、ちょうど僕、調べましたけれども、2004年をピークにして日本の人口は減っております。そして、それに高齢化、少子化が拍車を加えてまいりました。今、蟹江町の高齢化人口が、高齢化率が25%を多分超していると思います。4人に1人が65歳の年齢の方がお見えになりますし、少なくとも少子化も、蟹江町だけ例外じゃありません。そういう意味でいけば、非常に厳しい時代を迎えております。

そんな中で、蟹江町が未来永劫発展していくためには、やはり、何かインパクトのある施策をやっていかなければいけない。財政力、非常に脆弱な蟹江町であります。この今回の事業に関しても、FCもそうでありますし、小酒井不木の話もそうでありますし、シティプロモーション事業、ナナちゃん人形も、あくまでもこれはハード事業であって、やっぱり、ソフトベースはしっかり交付金を使って今もやらせていただいております。

そして今、国土強靭化というという一つの大きな目標の中で、東京一極集中から地域の分権まで、いろんな交付金が実はあるわけでありまして、それをしっかりと我々も認識をしながら、今回も東京内閣府のほうにお邪魔をいたしますが、そういう交付金を有効に使いながら、町民の皆さんの機運を高めるために、我々はこれからも孤軍奮闘していく覚悟であります。当蟹江町、本当にすばらしい町だと皆さんから言っていただけるような、そんな町にこれからもしていきたいなと思っております。

特に、6本の川が流れ、111本の橋があり、大変厳しい状況ではありますし、毎年橋の点検に相当のお金を使わないといけない。これも、やっぱり財政が厳しい中で、橋の安心・安全も必要であろう、河川の改修も必要であります。それから、排水機の増設も必要であります。プラス、町民の皆さんに潤いを与えるような、蟹江町に住んでよかった、蟹江町に来てよかった、そういう感覚を持っていけるような、そんな政策をこれからもしっかり持ち続け

ていきたいというふうに思います。

先ほど、飯田議員のときもお話をしました10Kの政策の中で、特に環境問題、これはもう蟹江町だけじゃありません。改革というのは、絶えずやっていかなきやいけません。教育というのはもうこれから未来永劫やっていかなきやいけないことばかり、それプラス、いわゆる17項目のSDGsもそうですね。持続可能な社会、そして、持続可能な環境、これをつくり上げていくために、私の10KとSDGsをしっかりと組み合わせて、環境施策もやってまいりたいなと思っています。

当蟹江町、船に例えていただきました。私も、絶えず説明のときには蟹江町を船に例えます。もう今、長い航海に出発をしています。湾を出て、今、外海に今入ろうとしております。大変型は古いんですが、皆さん方のおかげで、乗員乗客3万7,000人の皆さんを乗せながら、今、順調な航海を続けているというふうに思っています。ただし、順調だと思って点検を怠ることなく、1年間安全な航海ができるように、しっかりと乗員も努力をし、乗客の皆さんとお話をしながら、何が必要なのか、何がいらないのか、この過不足しっかりと認識をした上で、皆様方からいただいた税金を有効に皆様方のために使っていく、これが私の基本的な考え方であります。絶えず住民目線を重視しながら、これから施策を進めてまいりたいと考えてございます。

具体的なことにつきましては、またゆっくりお話をさせていただきますが、とにかく、歴史と伝統文化、これを皆さんとともに共有をしながら、すばらしいまちづくりと皆さんに言ってもらえるような、そんな施策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○3番 志治市義君

町長さん、ありがとうございました。ご答弁、しっかりと受け止めて、私も議員として、そして一町民として、町のためにできることを心を込めてやっていくつもりでおります。ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 伊藤俊一君

以上で志治市義君の質問を終わります。

ここで、ふるさと振興課長、生涯学習課長の退席と、こども福祉課長、環境課長、教育課長の入場を許可いたします。

ここで、少し早いわけでございますけれども、暫時休憩といたし、午後1時から再開をいたします。

(午前11時56分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 伊藤俊一君

質問5番 多田陽子さんの「これから子どもの夏休みの過ごし方について」を許可いたします。

多田陽子さん、質問席へお着きください。

○2番 多田陽子君

2番 多田陽子です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って「これから子どもの夏休みの過ごし方について」質問いたします。

2年前の9月の一般質問にて、私は、学校、家庭、地域の役割について質問しました。議員となって初めての夏休みを終えて、子供を育てるに当たり、学校、家庭、地域の役割分担が必要であると感じ、勉強面と生活面からの質問をしました。このときは、保護者が、学校が、地域がと主体となるのが子供ではなく大人である質問を並べましたが、今回は子供を主体、主役として考えていきたいと思います。

夏休みといえば、子供にとってとてもとても楽しみな時間であり、かつては夏休みイコール元気いっぱいに遊ぶ時間と誰もが思っており、学校教育の枠だけでなく、子供が自由にのびのびと成長する貴重な時間でありました。2年前の答弁の中に、教育課から、夏休みは自由に過ごすことができる時間が確保できる期間とありますとありました。

しかしながら、現実には、近年の夏の猛暑が常態化し、子供たちにとって時間的には自由時間ではあるものの、屋外活動ができず屋内活動に限った自由時間に制限されています。夏の暑さが今後厳しさを増すことはあっても和らぐことはまずないでしょう。

その中で、行政としてこの変化に対応していく準備があるのか、こども家庭庁のうたうこどもまんなかに考えられているのか、その姿勢を今回は問いたいと思います。

まず初めにお伺いします。

かつて、この議場にいる私たちが子供であった時期、そこから今日にかけて蟹江町の子供たちの夏休みの過ごし方がどのように変わってきたか、昔、蟹江町内には町民プールがあつたとか、町長や先輩議員が幼少期には蟹江川で遊んでいたとも聞きました。虫取りや魚釣りなどをしたり、蟹江は祖父母との同居や近居の家庭が多かったため、親戚と過ごす時間も多かつたりと聞きました。家庭の時間のことなので個人差が大きく難しい質問ではあるかとは思いますが、教育委員会教育課にお尋ねします。夏休みの子供の過ごし方がどのように変わってきていると認識しているのか、答弁をお願いします。

○教育課長 兼岩英樹君

質問のありました夏休みの過ごし方の変化についてお答えさせていただきたいと思います。

夏休みは、ご家庭で過ごしていただく大切な時間ですが、最近の変化として、共働

きによる学童保育の利用増加、子ども会活動の減少、出校日等の減少や部活動の活動時間や活動日の縮小等が見られます。

このように夏休みの子供の過ごし方については、昨今の猛暑に合わせた、また、ゲーム、動画、SNSの使用による外遊びの減少など、社会情勢の変化に合わせて変わってきたていると思います。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

ありがとうございます。私もそのとおりだなと感じております。

では、続けて質問します。

夏休みの過ごし方が変化している一方で、教育委員会としては夏休みをどのように位置づけており、これから時代にふさわしい夏休みの在り方をどのようにお考えでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ご質問のありました夏休みをどのように位置づけ、これからにふさわしい在り方についてお答えさせていただきます。

まず初めに、夏休みの位置づけとして、心身のリフレッシュ、こちらにつきましては、児童生徒の心や体のリフレッシュ、家庭や地域での多様な体験を通じて自身を成長させる機会、家族で過ごす時間、部活動での充実した時間の確保、体験学習の充実、日頃の学校生活の中で得られない体験を社会や自然の中で学ぶことなど、教育的価値が多大であると考えます。

また、次に、これからにふさわしい在り方、こちらにつきましては、学校の学習から少し離れ、自分の好きなことに集中できる時間、学習と部活動で少し疲れた体と心を休める時間、ふだん会えない親戚や友達と一緒に過ごすなど、ボランティア活動への参加、ゲーム、動画、SNSがある中での基本的生活習慣（自己管理）の確立、学校生活では体験できない興味・関心のあることができる機会となればと考えております。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

学校からすると、休み期間はやはり学校から離れてといいますか、家庭の時間であり、夏休みの期間に子供たちがどのように過ごすかは保護者の役割・管轄であるところが大きいと私も思います。

ただ、蟹江町教育委員会、教育目標の基本方針には4つの柱があり、こちらをご覧ください。

基本方針1、子どもたちの生きる力と健やかな精神の育成

基本方針2、学校の教育力の向上

基本方針3、家庭、地域、学校が連携した教育の推進

基本方針4、生涯学習の推進と歴史文化の保存活用の推進の4つですが、1の子どもたちの生きる力と健やかな精神の育成、そして3の家庭、地域、学校が連携した教育の推進のためには、教育委員会としても休み期間といえど夏休みの過ごし方としての理想的な絵を描くことも間違ってはいないと思います。

愛知県こども計画はぐみんプラン2029の中にも、基本的な考え方として、子育ての最も重要な責任を有する父母、そしてその他の保護者を支えるため、県のみならず県民や企業、市町村、地域社会それが主体となり一丸となって県全体で子供の成長や子育てを応援していく社会の実現を目指しますとあります。蟹江町としてはどのようにこの計画に沿うことができるのか。

一パターンだけではなく、多種多様な過ごし方を推奨することで、価値観の押しつけにもならないと思いますし、昔はこれぞ子供らしさと思われていたような太陽の下で元気よく遊びましょうというのもう現実的には無理なのですから、夏休みに限っては、暑さに気をつけて屋内活動を楽しみましょうなどでよいかと思います。

しかし、時代の変化に対応せず、昔のまま個々の家庭の過ごし方だからと言われてしまいますと、蟹江町教育目標の基本方針が揺らぎかねないとも危惧しております。私が言うように、もちろんあれやこれやと事細かに口出しをし過ぎるのもいかがかなとは思いますが、ただ現実的に共働き家庭が増えており、専業主婦のお母さんが家で子供中心の毎日を送っている家庭は珍しいものとなりつつあります。

子供を真ん中に考える夏休みの実現が難しい環境であるがゆえ、夏休みの過ごし方を外注する親が増えています。例えば体験ビジネスが流行を見せたり、高校や大学でも子供だけで参加できるような夏休み企画が催されたりするようになりました。塾の夏期講習や町内の事業者さんのキャンプ等の体験型イベントを幾つも目にしました。

答弁になりましたように、夏休みの部活動が減り、出校日も今は1日のみ、プール出校もありません。宿題も減っております。自宅で過ごす時間が増える中で、それらに需要があるわけですから、家庭も地域社会、企業も、そしてやはり行政も、未来ある子供たちのために連携し合わなければならないのではないかと考えます。

では、再度こちらをご覧ください。

夏休みに対して行政から取り組んでほしい課題を3つに絞りましたので、質問をさせていただきます。

1つ目、夏休みの学童保育の利用者数の今後の見込み、課題と対策がどうなっているか。

2つ目、夏休みの子供の居場所をどう考えるか。

3つ目、夏休みの子供の心の健康、栄養状態、運動不足をどのように捉えているかです。

まず、1つ目の学童保育について、2020年時点で18歳未満の子供がいる全世帯の約60.5%が共働きであるとのデータが出ました。今年度の国勢調査でどのような結果が出るのか関心

が寄せられており、働き方の多様性もあって、パートタイム共働きや正社員同士の共働きの増加も予想されています。よって、ふだんの夕方だけでなく、朝から夕方までの長時間子供を留守番させなければいけない保護者の増加により、休期中の学童保育の利用希望者が増えることは今後明らかでありますが、では、夏休みの学童保育の利用者数の今後の見込み、課題と対策はどうなっていますでしょうか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいま質問のありました夏休みの学童保育の利用者数の今後の見込み、課題と対策についてお答えいたします。

8月における学童保育の利用者の人数を見ると、令和3年度では、380人、うち131人が夏休みだけの利用者、今年度は457人、夏休みだけの利用者は145人となっており、学童保育の利用者数は増加傾向にあります。この増加する学童保育申込者の受入れをどうしていくかが今後の課題だと思っております。対策としましては、小学校の空き教室の利用や民間施設での学童保育の実施等が考えられます。

そこで、昨年度、既に実施している2か所の民間学童保育施設に加えて、認定こども園の蟹江幼稚園に学童保育の実施をお願いし、職員の確保等準備をいただいた上で、今年度より学童保育として児童の受入れを行っていただいております。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

新蟹江学区の蟹江幼稚園ということですが、蟹江学区はばたき幼稚園、須西学区は須成東幼稚園があります。では、学戸学区は私立幼稚園を有していませんが、学童保育の受入れに困難な状況が続いていると聞いています。学戸学区に関してはいかがでしょうか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいまの小学校区に係る質問にお答えいたします。

民間施設がない学戸小学校区につきましては、学童保育の需要が高く、受皿の拡大が急務でありましたので、今年度から学童保育を実施していただいている蟹江幼稚園さんには、その点についても事前にご相談申し上げたところ、バスを準備し、児童が登校する平日等につきましては、学戸小学校まで迎えを行っていただくことにより、現在、幼稚園のある新蟹江小学校区に加えて学戸小学校の児童の受入れも行っていただいております。

また、他の民間学童保育所を含め、夏休みや冬休み等につきましては、小学校区を限定せずに町内全ての児童の受入れが可能となっております。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

ふだんバスを出してくださるのは大変ありがたいことです。今の答弁ですと、夏休みはバスはないのかなと感じたんですけれども、夏休み期間も希望はあるでしょうが、学校の1か

所からではなく、それぞれの自宅からとばらつきがありますし、民間ですからサービスは利用料に反映されてしまいますので、そこまでを求めるのはどうかなとも私は思います。

保育分野はいち早く民間の教育を得られている分野あります。ただ、幼稚園やこども園では夏休み期間中も夏季保育を行っておりますので、空き教室がもうないという話も聞いております。夏休みだけ預けたいというニーズとの折り合いが難しくなってくるかもしれません。今後も協議を重ねて、当事者の子供にとってよりよい環境整備をお願いして次の質問へ移ります。

さて、夏休みの平日の昼間に町中を見渡しますと、子供の姿を見かけることがほとんどなくなりました。学童保育に行っていない子供たちはどこにいるのでしょうか。聞いてみると、両親が休みを調整してずらすことで家で家族で過ごしたり、もしくは留守番をしている子供が多いようです。私自身は趣味がインドアなので、子供の頃は家の中で絵を描いたり漫画を読んだり、歌ったりピアノを弾いたりと、一人で楽しく過ごしていましたが、我が子たちを見ていると、友達と一緒に過ごすことが何より楽しいようです。友達らと誰かの家で遊ぶこともあります、大人のいない家にお邪魔することに抵抗のある家庭やいつも同じ家で集まることを双方負担に思ったりといろいろあるようです。

話はそれますが、8月30日に蟹江小学校で6年ぶりに夏祭りが開催されました。小中学生が友達同士で楽しそうに過ごす姿を見てほほ笑ましく感じました。中学生は定期試験前であったので、予想どおり2年生3年生の姿はあまり見かけられませんでした。ですので、開催時期がよくなかったかなと思っていたのですが、学校の先生がおっしゃるには、久しぶりに友達と過ごすことができて、新学期から学校に通い始めるよい準備になって、このような機会が夏休みの最後にあったことは大変ありがたく、時期的にはとてもよいんだよとのことで、私には目からうろこが落ちる話でした。

確かに夏休みにリフレッシュ、休養することも大事ではありますが、やはり子供時代に友達と楽しく過ごすことも重要なことです。考えてみると、蟹江町内には屋内の子供の居場所、楽しく過ごせる場所が少ないように感じました。小学生には児童館がありますが、中学生の児童館の利用はとても少なく、18歳までの全年代にとって居心地のよい空間にするために今こども福祉課が努力をしてくれています。

なお、子供にとっては児童館では電子機器の使用、私物の遊び道具等の持込みができない点が利用控えの一因となっているようです。

中高生のフリースペースが流行を見せていることは、先日の中学生の放課後について的一般質問で紹介しました。大きな市町村は、体の動かせるような巨大室内遊具のそろった児童館を造っているところもありますが、蟹江町の規模としては実現は難しいと認識しております。

では、子供の居場所についてお伺いします。

昨年度より、蟹江町ではクーリングシェルターの運用が始まりましたが、夏の子供の居場所といいますか、そこは子供も利用してもよいのか教えてください。

○環境課長 太田圭介君

ただいまご質問のありましたクーリングシェルターの利用についてお答えをいたします。

クーリングシェルターは、年々深刻化する熱中症被害に対応するため、令和6年4月に気候変動適応法が改正、施行されたことを受けまして、熱中症警戒情報の一つ上となる熱中症特別警戒情報が発表されたときに危険な暑さをしのぐために一般解放される施設としてクーリングシェルターを自治体が指定できるようになりました。これを受けまして、当町では、令和6年8月1日付で蟹江町役場をはじめとする5つの施設をクーリングシェルターとして指定公表しております。

これまでのところ、愛知県下におきましては、熱中症特別警戒情報が発令されておりませんので、法に基づくところの施設開放には至っておりませんが、仮に熱中症特別警戒情報が発表され、クーリングシェルターとして施設を開放することとなりましたら、町民、町外の方、大人、子供を問わず、危険な暑さをしのぐためにこれらの施設をご利用いただくことは可能でございます。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

そもそも、夏場常時クーリングシェルターとして開放されているわけではないと私の認識が間違っていました。すみません。利用についてもう少し詳しく教えてください。場所はどこかの部屋を開放しているのでしょうか。

○環境課長 太田圭介君

ただいまのご質問についてお答えをいたします。

クーリングシェルターをご利用いただけの方の利用場所につきましては、現在のところ各施設のロビーを想定しております。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

では、そこでの飲食は構わないのでしょうか。

○環境課長 太田圭介君

ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほどのご答弁に関連をしますけれども、当町の公共施設のロビーにはお食事用のスペースを確保しておりませんので、原則食事は控えていただくこととなります。ただ、飲料水につきましては、ご自身でご用意いただけ分については取っていただいて構いません。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

あくまで涼を得るためだけの場所ということですね。イメージしてみると、役場のロビーで子供たちがスマホで動画を見たりゲームをしたり、その音が漏れて笑い声も聞こえる、これを許容してもらえる社会かどうかが問題ですし、子供の居場所というものに当てはまらないのかなと理解しました。

なお、今の朝ドラ「あんぱん」にもなりましたアンパンマンの仙台にあるテーマパークは、仙台市と協定を結び、一般向けに広くクーリングシェルターとしての解放をしているそうです。知立市では、ホームページに記載してありますが、熱中症特別警戒アラートが発表されていなくともクールシェアを目的とした解放を行っているとのことで、また、民間から協力事業者を随時募集しています。

これらの民間のクーリングシェルターは、公営に比べてとても分かりやすいと私は思います。民間の施設、お店と言い換えますけれども、そのお店のお客様にのみ通常来もらう場所ですから、夏場はお客様以外でもお店に涼みに来ていただいて構いませんよと。

一方、公営は基本的に元からどなたにでも来ていただいて構わないので、違いが分かりにくいかなと感じます。だからこそ、ホームページや広報でさらなる周知も必要ですし、いま一度ホームページはご確認、内容のご検討をお願いしたいと言おうと思っていたのですが、昨日付でホームページが更新されておりました。素早い対応ありがとうございます。

ですので、町として、子供たちのために公共施設の利用開放をもう一段階努力したり、小中学校の教室の解放に向けて、学校に協力を仰いだり、民間と協定を結んだり、皆で力を合わせることも必要だと思います。

ただ、どこかを解放したところで、夏場はそこに行きつくまでが暑くて危険だという問題もあります。実際、学童保育へは保護者の通勤の都合もありますが、車での送迎がほとんどだと聞きます。つまり、子供たちは夏に運動不足になっているのではないかと考えられます。

では次に、子供の健康面に対して質問します。

新聞記事にありましたが、ひとり親家庭の41%が夏休み中に子供が1日2食以下で過ごしていると答えたと民間団体の調査で分かったとあります。ちょっと偏った調査なんじゃないのかなと思いながら読み進めると、全国の約3,900人が回答したことでした。このアンケートの中に、「物価高で米を買えないときがよくあった」「ときどきあった」は、合わせて66%にも及んだとの結果でした。本当に学校給食はありがたく、保護者負担の230円、270円では今の物価ではコンビニでおにぎりが2個すら買えない金額です。

令和6年度の決算の資料に、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費で、小学校135人、中学校59人の給食費が補助されています。1日230円、270円の給食費を払うことも困難な家庭であるということです。

では夏休みはどのように食事をしているのか。一昔前までは、2学期の始業式で、夏休みにずっと家に閉じ籠もっていた子は倒れちゃうんだよねなどと言われていましたが、今は多

くの子供がその状態で夏休みを過ごし、さらに、この食の問題が重なっています。1日2食などが経済的な理由なのか、あるいは昼近くまで寝ていて朝昼兼用の食事になっているからか、となると、生活リズムの乱れも問題になりますが、再度お尋ねします。

学校や教育委員会としては、包括的に子供の体力や栄養、心理的な状態をどう把握しているのでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいま質問のございました子供の体力や栄養、心理的な状態の把握についてお答えさせていただきます。

夏休み期間中の栄養面については、新学期が再開したところで発育測定を行い確認してございます。心理的な状態把握につきましては、児童生徒に行う生活アンケートを確認し、心配な様子が見受けられる場合は、夏休み期間中に行われます保護者との個人懇談の中で子供たちの様子を確認させていただいております。

また、新学期再開に向けて、不安を抱える子供たちのために愛知県から発出されます知事からのメッセージについてもきずなネットを利用し配信させていただき、保護者に対しても見守る目の強化となるよう行っております。

さらに、中学校区に各1名配置させていただいているスクールソーシャルワーカーが、夏休み期間も学校巡回を行いながら相談体制は整えてございます。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

いろいろな面からありがとうございます。

スクールソーシャルワーカーについて補足させていただきます。

スクールソーシャルワーカーは、学校にいる福祉の専門家、子供や家庭が抱える生活上の問題に寄り添い、学校と家庭、地域をつなぐ役割を担う専門職で、先生が学習や学校生活の指導に専念できるように、子供とその背景にある環境を支えるのが仕事です。

夏休みは子供たちにとって楽しみな時間である一方で、学校という居場所や給食といった日常の支えがなくなることで、困難を抱える子どもにとってはリスクの高い時期でもあると言われています。食の不安定さや居場所の欠如、家庭内での虐待リスク、また保護者の養育負担の増大など、夏休み中に顕在化する課題は少なくありません。

このような時期にこそスクールソーシャルワーカーの存在がさらに重要となり、必要に応じて行政の支援制度や地域資源へとつなぐ役割を担います。さらに、こども食堂や学習支援拠点など、地域の居場所と連携することで、子供が安全で安心できる時間と空間を確保することも業務内容に含まれるそうです。

また、保護者の相談にも応じ、養育の孤立感や不安を和らげることで、家庭機能の補完にもつながります。夏休み期間中にスクールソーシャルワーカーを活用することは、子供の命

と生活を守る安全ネットを強化すると同時に、地域と学校をつなぐ仕組みづくりにもつながります。子供たちが安心して夏休みを過ごし、また新学期を迎えるようにするための1学期からスクールソーシャルワーカーが増員されたその意義はとても大きいと考えますので、今後さらに活躍していただけるよう協力体制の強化をどうぞよろしくお願ひいたします。

では、最後に町長にお伺いします。

夏休み中に中学校の体育館の空調設備の工事が始まりました。本年度は小学校の体育館の空調設備についても設計がされ、恐らく来年度あたり設置について議会に上程されるのではと考えています。

先ほど学童保育の件で、夏場外で遊ぶことができない分、先生方は室内でいかに子供が体を動かせるか工夫してくださいと聞いております。もしも週に一度半日だけでも体育館で思いっ切り体を動かして遊ぶことができれば、子供たちにとっても先生方にとってもありがたい取組にはなるのではないかでしょうか。また、定期的に地域に向けても開放することも視野に入れていただければと思います。

昨年12月、中学生の放課後について質問をした際、放課後を有意義な時間にするためにタブレットの持ち帰りをさらに進めてほしいと言いましたら、町長は、タブレットも大事なんだけれども、まずは自然との触れ合いをやってほしい、できれば外で遊んでほしいとおっしゃっていました。私も同感です。

では、蟹江の子供たちが夏場も外で遊ぶためにはどうしたらよいか、公園に大きな屋根をつけるか、町のいたるところにミストをつけるか、打ち水ができるような設備を道路につけるか、屋外プールを建設するか、どれも現実的ではありません。町長の思いとはそぐわないかもしれません、恐らくこれからは夏の過ごし方の認識自体を変えていかなければいけないのではないかと思っています。

また、町長は、タブレットではなく、実際にフェース・ツー・フェースで話ができる、情報の交換ができる、それを伝えてというそういうことを短い時間でもいいからやってもらえばありがたいと思っているとの答弁で、人と向かい合うこと、一緒に過ごすことの重要性をおっしゃっていました、そのリアルの体験をしないことの危険性も感じていらっしゃるとの答弁でした。きっと町長ご自身がたくさんの人と関わりながら楽しい子供時代を過ごされて、そして今があると感じていらっしゃるからこそその言葉だと思うのですが、反対に、私はインドアで夏休みもずっと家におりましたので、インドアな趣味に時間を費やしたいとか、布団の上でだらだらとしたいとか、そういう過ごし方をしたい子供もいることをとても理解できますので、冒頭の話にはなりますが、夏休みという過ごし方を選べる時間に、大人が過ごし方を必要以上に強制することはよろしくないとは思いますが、やはり過ごし方を選べる選択肢がたくさんある環境を町として整えていく方向にあってほしいと考えています。

蟹江町は、普通教室にエアコンがついたのもほかの市町に比べてとても早く、また学校内

に冷凍庫を配備して、小学生がネッククーラーをつけて登下校できる取組は大変好評です。プールの授業を民間に委託することで、暑過ぎたり雨天だったりの天候に左右されることなく、また5月から11月までの半年間という長い期間でプールに入ることができると、夏の子供に寄り添った政策をしてきているとの声も多くあります。

ただ、想像を超える災害級の暑さが今後も続くことを見据えると、町全体の課題として、子供の命と成長を守るために町長にはリーダーシップを執っていただき、実行性のある対策を示していただきたいと強く求めております。今の子供たちはあつという間に大人になり、すぐまた子育て世代になります。

では、町長にお伺いさせてください。

そんな今の子供たち、子育て世代に寄り添う施策の今後の展望を教えてください。

○町長 横江淳一君

それではお答えをいたしたいと思いますが、答弁漏れありましたらまたご指摘をいただきたいと思います。

確かに私は以前、フェース・ツー・フェース、顔の見えるところで直接話をしてお互いに意見の交換をしながら前へ進んでもらいたい、そういう気持ちも欲しいですよねということは言いました。今質問があったように、我々の子供時代との決定的な違いというのを僕ずっと思っていました、まずは物量の豊富さ、それから多様性、これは我々のときとは全く違います。ただ、多田議員おっしゃったように、子供はすぐ大人になる、我々のときの1年も今の1年も一緒なんです。地球の自転が違うとかそういう問題じゃなくて、我々のときの1年も今の1年も一緒です。ただし、地球が温暖化になっているということ自身は決定的に違うところではないのかなと思います。

ですから、夏休みの過ごし方も間違いなく我々のときとは違うと思います。私は個人的な話、商売屋さんに生まれました。ですから、ほぼ平日は放ったらかしです。それは我々の年代の者は多分同じだと思います。その分、外で遊ぶことができました。その危険性もあります。ありましたが、無難にここまで育つくることができまして今の仕事をやらせていただいております。

子育てには決定的なものはありません。家庭の、やはり親の愛が僕は一番だと思います。でも、それができない青春にある方もたくさんあるということも理解しております。子育ての中心はやはり両親、そして家族、祖父母も含めてありますけれども、そういう環境が非常に少なくなっている、希薄になっているということも十分理解をしているつもりであります。ただ、この急激な少子化、これから日本を支えるべき子供たちが急激に少なくなっています。我々のときは、180万人から190万人の新生児が産まれた時代に私も生まれ育ちました。今は、議員もご存じのように、70万人も産まれません。今年については、ひょっとすると60万人の前半で終わってしまうんじゃないかな、蟹江町も、先月新生児が1人も多分産ま

れていないんじゃないかな、そんな状況が、まだ統計しっかり見ていませんけれども、非常に厳しい状況が目の前に来ているということを我々も痛切に感じております。これから子育てというのは大変厳しいものがあると思いますが、教育委員会を中心として我々町長部局もしっかりと支えて子育てに傾注していきたいなというふうに今は考えております。

それで、暑い夏に外へ出ろとは言っていません。でも、インドアでやれる遊びもたくさんあるわけでありますし、その中に親の愛というエッセンスを加えることによって、僕は格段とやっぱり子供たちの遊びも違ってくると思っています。

野外活動センターで蟹江町がキャンプをやった頃、今からもう40年前になると思いますが、我々体育指導員、スポーツ推進員でそのお助けをさせていただいた、スポーツ少年団がこぞってそこへ行った、あの当時もやっぱり蟹江町では自然で遊ぶ環境がもう失われていたんですね。今はそうですが、あの当時ももう既にそういう状況になっていました。その施策がどうして中止になったのか、それに参加する親子さんというのか、参加者が全く少なくなってしまった、そうすると、やはり皆さんの大切な税金で運営している以上、やはり考え方をちょっとえていかなければいけないんじゃないかということで野外活動センターを休止にし、新たなキャンプ地ということで北設楽郡の設楽町津具村のほうに拠点を移しました。最初の頃は大変反響がよかつたんですけども、やはり経年とともにその参加者もうんと少なくなりました。これはやっぱり家庭環境というのか、地域の環境が変わってきた、だからそのときそのときに合った子育て施策、そして学習環境、それを整えていく必要が当然あると思っています。

そういう意味で、町長部局と教育部局、これからもしっかりとタッグを組んで、子育てだけではなくいろいろな政策にまい進してまいりたいというふうに今は考えてございます。

以上です。

○2番 多田陽子君

本当に、時代の移り変わりとともに、いろいろやってはなかなか難しい結果にどんどんつながっていくというのも、生意気な言い方ですが理解できるといいますか、子育ての分野つて難しいなって常日頃から考えております。

先週のNHKの朝のニュースで、感情を共有できる相手がだれかというアンケートで、3位が母親62.7%、2位が親友64.6%、そして1位が対話型のA I 64.9%とやっていました。これは電通の調査レポートに出ていたんですけども、対話型A Iを週に1週間以上使用する全国の12歳から69歳、それなりの年齢の幅があって、その1,000人を対象に行った調査結果でした。やはり対話型A Iの利用者は年代が若いほど多く、対話型A Iに愛着のある人は今や67.6%にも上っているそうです。

行政が何をしたらどうなるかというのは、なかなか答えが見えなくともがくことが多いかなというのが分かるんですけども、私はこの結果を非常に重く受け止めなければいけない

だろうなど感じております、どこかで子供が友達と、そして地域の方と一緒にいられる場所というのをつくることが何よりも大事なのではないかなと感じております。

私自身も夏休みにこの対話型AIに触ってみたんですけれども、なかなか楽しくて依存性もあるなというのを感じました。むしろこれに慣れてしまうと、じかに対面したときに人の会話ができなくなってしまうのではないかという危険性も感じています。だからこそ、難しくはあってもフェース・ツー・フェースのできる場所を私たちはもっともっと意識してつくり上げていかなければならぬのではないかなど、でなければ非常に怖い時代が来てしまうのではないかと感じて今回の質問に至りました。

また、先ほど1日2食の話をしましたが、介護福祉課の独り暮らし高齢者向けの事業に配食サービスがあります。自宅に昼食を配達することで食生活の改善や安否確認を行うとともに、在宅福祉の向上を図ることを目的とされていますが、1食200円から630円の自己負担で、費用面ももちろん、見守りという点でも、高齢者ももちろんそうなんですけれども、子供こそ私たち大人が見守るべき対象だと私は考えています。恐らく町長もふだん話を聞かせていただいている中でそう感じていらっしゃるということは十分に伝わっております。ですから、子育て中の困窮家庭に向けても同様の事業を行っていただけたらなと考えております。

行動の制限がされたり物価の高騰が止まらなかったり、今までとは違う状況にある夏休みの過ごし方を大人たちも真剣に考えているということを子供たちに示していただきたいとまとめて、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 伊藤俊一君

以上で多田陽子さんの質問を終わります。

ここで、こども福祉課長、環境課長、教育課長の退席と、上下水道部次長兼水道課長、保険医療課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

(午後1時41分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時42分)

○議長 伊藤俊一君

質問6番 板倉浩幸君の質問、「公営企業会計（水道事業）について」、「マイナ保険証！一本化を強いて併用に」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、「公営企業会計（水道事業）について」と「マイナ保険証！一本化を強いて併用に」

と題して伺っていきます。

最初に、「公営企業会計について」質問をさせていただきます。

水道サービスは、市民の日常生活にとって不断の必需品であり、かつ代替財がほとんど存在しない、また市民の生命や健康に直接的な関わりを持っており、衛生等の面でも外部経済が極めて大きいなど、生活用水の供給は国民の基本的権利としての側面を持っているコア・サービスであることです。独立採算制の下、水道使用者負担の公平性を守り、水道事業者自らの経営の努力をさらに推進していくべきでございます。

それでは、初めに、公営企業会計と一般会計、また特別会計の主な違いは何かお聞かせをお願いしたいと思います。そして、町において、どのような事業が該当するのかお願いをいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいま板倉議員から2点ご質問いただきましたので、まず公営企業会計と一般会計や特別会計の主な違いは何かについて答弁させていただきます。

まず、一般会計につきましては、特別会計と公営企業会計に属する事業以外の事業全てを経理するもので、議会、福祉、医療、環境、農林水産、産業、土木、消防、教育等、自治体の一般的な業務全般を扱います。

特別会計は、自治体が事業を行う場合等、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計と区分して経理する必要がある場合に、法律または条例で設置されるものです。例えば、国民健康保険事業や介護保険事業等となります。

一般会計と特別会計は、現金の収入、支出があった時点で、金額を計上する現金主義の考え方に基づいて経理します。

これに対し、公営企業会計は、株式会社等と同様、発生主義と複式簿記を採用して経理するもので、地方公営企業法で定められています。対象となる事業は、水道事業を始めとした8事業と「その他、政令で定める基準に従い条例で定めた事業」と規程されており、使用料収入や施設の維持管理費などにかかる収益的収支、施設の整備や改修などにかかる資本的収支を区分して管理しています。

そして、2点目です。

蟹江町においてどのような事業会計が該当するのかについてご説明させていただきます。

蟹江町の公営企業会計は、水道事業会計と下水道事業会計が該当します。なお、地方公営企業法では、財務に関する規定だけではなく組織等に関する規定もありますが、下水道事業会計については、財務に関する規定のみ適用した、いわゆる一部適用の公営企業会計となります。水道事業会計については、地方公営企業法上の全部を適用することとなっております。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

公営企業会計、基本的には会社と同じなんですね。

そこで、水道と下水道があって、主にほとんど水道なんですが、100%公営企業会計ということで、地方公営企業とは、水道、蟹江町にはないんですけども病院、交通など、サービスの効果が特定の個人に個別に直接の反対給付として提供され、受益と費用負担の関係がはっきり分かってきます。税金で行政サービスを提供する一般的な行政サービスとは違ってきます。この独立採算制の枠組みの中で、現状に即した水道事業への公費負担の必要性等今後の公費負担の在り方に関する方向性を明確化しなければなりません。

では、公営企業の経営原則は、企業の経営性の発揮、公共福祉の増進の2本の柱です。この2本の柱の経営基本原則はどのように考えているのか、お聞かせをお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

では、ご質問のありました公営企業の経営原則についてお答えさせていただきます。

こちらのほう、地方公営企業法第3条に、「常に企業の経営性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とあります。この規定によりまして、公営企業は、第1に「企業性の発揮」、第2に「公共の福祉の増進」の2本の柱によって成り立っております。

「企業性の発揮」とは、独立採算制を基本としまして、受益者負担の原則に基づいて効率的かつ健全に経営を行うことであります。具体的には、水道料金収入を中心とした財源の確保や経費の適正管理により、持続可能な事業運営を図るものでございます。

「公共の福祉の増進」とは、水道事業は生活に不可欠な基盤サービスであることを踏まえ、誰もが安心して安全な水を利用できること、さらには災害時にも安定的な供給ができるような体制を整えることを意味しております。

本町といたしましても、これら2つの原則を踏まえて運営しているところでございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

先ほど答弁あったように、地方公営企業法第3条にあるんですよね、今答弁あったように、「経営の基本原則に、地方公営企業法は、常に企業の経営性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と法でもうたってあります。ここで言う「公共の福祉の増進」、やはり住民サービスであります。

そこで、次ですが、水道事業における公費負担の在り方についてお伺いをしていきます。

まず、この公費負担とは、受益者負担の原則に沿って、独立採算制の下、水道使用者負担の公平性、水道料金収入で賄うことの原則として、水道料金で負担をすべきでない費用は、国の補助金、県及び町の一般会計等が負担すべきものであります。そこで、公費負担の定義についてお聞かせをお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

では、ご質問のありました公費負担の定義についてお答えさせていただきます。

公費負担の定義についてでございますが、明確な法令上の定義はございませんが、公益社団法人日本水道協会では「個別利用者に還元できない公益性の高い費用」として「適正な原価を水道料金収入で賄うことを原則とする独立採算制の枠組みの中で、その性質上、水道料金で負担すべきでない費用について、国の補助金等、または都道府県及び市町村の一般会計等が負担すべきもの」と定義づけされております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

ちょっと再度お聞きしたいんですけども、確かに、公費負担の定義、これと決まったことはないんですけども、今出た日本水道協会が本当に一生懸命やっていて、今公費負担の在り方等もいろいろあるんですけども。そこで聞きたいんですけども、適正な原価を水道料金の収入で賄うことを原則とする独立採算制の枠組みの中で、その性質上、水道料金で負担すべきでない費用については、先ほど答弁あったように、国の補助、または県及び町の一般会計が負担すべきものなんですが、その辺、水道料金で負担すべきでない費用というのがちょっとみそであって、そういうことで、独立採算制の枠組みの中で負担すべきでない費用は国・県、または町の一般会計が負担するということで、この認識で間違いないですね。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

ご質問についてお答えさせていただきます。

こちらのほう、国の総務省の通知におきましても、「特定の使用者の直接対応しない公益性の高い経費」は一般会計による負担が適当であると明記されております。また、総務省からの通知としまして、「地方公営企業繰出金について」におきましては、公費負担の操出基準が示されておるという状況でございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

確認のために再度聞いたんですけども。それでは、何度も言うようすけども、水道事業は独立採算の公営企業である以上、徹底した経営努力を行った上で事業運営に必要なコストは料金で賄うべきであるが、その前提として、コストの中で中身を十分に分析をし、時代の変化を踏まえた負担区分の基準を明確化し、公共団体における公費負担の制度を確立することが必要であります。このことについての考えはいかがでしょうか、お願いいいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

お答えさせていただきます。

公費負担の制度についてでございますが、先ほど言いましたが、総務省より毎年一般会計からの繰出金についての基準が示されております。繰出金の基準につきましては、適宜拡充及び対象要件の見直しが行われていると認識しております。本町につきましては、その総務

省通知に基づきまして、消火栓の設置や維持管理に要する経費として、令和6年度の実績としましては、消火栓設置事業負担金として720万円を繰入れしております。

また、公益社団法人日本水道協会が「水道事業における公費負担の在り方について」という報告書を作成しております、そちらのアンケート結果に基づきまして、一般会計等との負担区分の基準の明確化と公費負担の適正な運用の要望がなされておるというところは認識しております状況でございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今、繰出金のお話が出ました。公費負担の在り方について、ちょっと今質問させていただいたんですけども、実際にこれから聞いていきます。

実際に、水道料金で賄う経費なのか、一般会計で補う経費か、この区分が、今答弁あったように総務省でも繰出金について毎回見直しをし、あげているんですけども、これが本当にどうなのかなっていうことで今回質問をさせていただいております。

それでは、水道事業は独立採算制で事業運営を行うべきものの、公共性の観点から事業を行わざるを得ないような場面もあることから、水道料金と一般会計からの繰入金について、適正な費用の負担区分を前提としております。しかしながら、現状では、義務的経費と規定される先ほど答弁があった義務的経費、公共消火栓の設置・管理に要する経費及び公園等の公共施設においての水道を無償で公共の用に供するために要する経費については、当町でも繰り入れられているものの、ほかの費用については、十分財政支援されていない実態が水道事業者全体でも多く見受けられます。

そこで、水道料金の2つの原則である「独立採算制」と「水道使用者負担の公平性」であります。「独立採算制」は、受益者である水道使用者の支払う料金により、サービスの提供の係る費用を負担するとし、「水道使用者負担の公平性」は、水道使用者間の使用料に基づく公平性を指すとともに、本来、国あるいは地方公共団体が負担すべきもの、水道料金で負担することは、水道使用者にとって受益者負担の原則からも相容れません。

国や地方公共団体が負担すべきものは、一般会計が負担をするという2つの公平性を意味しております。蟹江町の水道事業会計でも、本来、繰り入れられるべき一般会計の繰入れが実際に十分に財政支援されていない事態がないのか、お願いしたいと思います。総務省の繰入金通知、先ほど答弁があった繰入金、これを基本とした一般会計からの繰入れであります。お願いをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

では、一般会計からの繰入れについてお答えさせていただきます。

本町では、一般会計で負担すべき経費を総務省通知に基づき公費負担すべき費用として繰入れしており、経営の健全化と料金の公平性を確保しているところでございます。また、国

等の補助対象事業につきましては、補助要件に該当すれば活用していく考えでございます。

また、先ほど言わましたが、例えば最近の公費負担ということでいいますと、政策的観点から料金の減免としまして、令和5年度に物価高騰による生活者及び事業支援といったしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金約4,006万円を繰り入れしているというのが現状でございます。

先ほど議員もおっしゃいましたが、消火栓の維持管理や公園などの無償給水、さらには災害時等の応急給水体制の整備といった公益性の高い費用については、総務省の通知にもあるように、一般会計からの繰入れが適当であるとされております。ただ、実際には、全国の自治体におきましても繰入れの内容や規模は様々であり、明確な統一の基準があるわけではありません。本町でもこれまで公益性が高いといった判断がされる部分については、一般会計から繰入れを行っておりますが、むやみに拡大することは、やはり受益者負担の公平性を損なうおそれもあると考えております。今後も独立採算の原則と公共の福祉の観点等を踏まえ、国の通知や他自治体の事例なども参考にしながら検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 7番 板倉浩幸君

今、本当に、総務省の通知もあるんだけれども、各水道事業によって繰入れがばらばらなんですよね。日本水道協会もその辺をアンケート取って、取りまとめながら方向性は出しているんですけども、どこまでが一般会計から補うべき公共の福祉の増進というのか、ちょっとその辺が曖昧になっている点があります。

例えば、消火栓等は、これはつきりよく分かる、公園の水道もよく分かります。じゃ耐震管はどうなんだ、これ水道事業で本来やるべきものなのか、国の補助も使いながら一般会計でやるべきものなのか、その辺がやはりどこまでが水道事業で補っていくべきものなのか、本当にその辺を、今回この質問をしようと思ったのは、今議会でも後から質問しますけれども、審議会も発足して水道料金の話が出てきています。いま一度、公費負担の在り方を本当に、議員もそうですし、担当水道課長も一生懸命勉強して……、勉強していないとは言いませんけれども、いま一度考えていただきたいなということで今回質問させていただいております。

もうちょっと参考に、繰り出しの制度におけることをちょっとお話をさせていただきたいと思います。

地方公営企業繰出制度における一般会計との負担区分において、繰出基準における経費の区分があります。この経費の区分は、主に3つの区分で成り立っております。公共的経費。これは先ほどの答弁にもあった消火栓、公共施設の無償給水、上水道の出資、上水道の水源開発、広域化。2つ目として社会的経費。上水道の高料金対策、簡易水道の関連。そして3つ目に、政策的経費。職員の経費、主に児童手当、また年金拠出の拠出金、これについては

蟹江町も行っているとこの間お聞きをしました。また、臨財債の償還、経営戦略の策定、繰出基準外の繰入れであります。操出制度における一般会計等の負担区分のあるべき姿、操出基準に基づく繰入金基準内ですが、先ほども言った3つの区分を整理し、使える部分を全額一般会計で負担するべきものであると思います。

最後に、上下水道部長にお伺いをいたします。

先ほどちょっとお話をした、今議会に蟹江町水道事業水道料金等審議会条例の制定の議案が上程されております。受益者負担が適切か、利益剰余金、いわゆる内部留保が現在どうなのか、また今回質問させていただいた水道事業における公費負担のあるべき姿を踏まえ、さらなる一般会計との負担区分の基準の明確化で公費負担の適切な運用をお願いしたいと思います。このことについての考え方をお願いをいたします。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、私のほうからご答弁させていただきたいと思います。

近年、収入が減少傾向である中、支出が増え続ける状況でございます。事業運営がさらに厳しくなってございます。本年度、経営状況の改善を目的として審議会を開催する予定でございます。審議会において、財政状況や将来の経営計画を精査し、専門的な知識を持つ有識者の意見と給水区域内の使用者の意見を取り入れながら、適正な事業運営を行えるよう十分に検討や審議をさせていただきたいと思います。ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

○7番 板倉浩幸君

ここでいろいろ議論されると思います。先ほど有識者も入れてということですので、その辺で公費負担の在り方の話が出てくるかちょっと分からないですけれども、いま一度本当に考えていただきたいと思います。

私も議員になって10年ちょっと過ぎましたけれども、水道事業自体の決算を見ても、最近厳しくなってきているのは十分分かっております。今言った内部留保にしても剰余金にしても、もう半分以下しかないんですよね。当初、議員になった頃、10億円以上あったので、この基金を使って基本料金を下げないかんだろうってずっと質問してきました。

そんな中でも、今現状まだまだやれているんですけども、将来を見据えて水道料金の値上げになるのか、値下げにはならないと思うんですけども、見直しの審議をされるということで、引き続き……。

実際に、これちょっと確認だけしておいてほしいんですけども、じゃこういう審議会なんかも先ほど言った政策的経費、その辺が当てはまるのかどうか、再度ちょっと確認は取つていただきたいし、料金設定の話をしてくるなら、どれかに当てはまりそうなことも思いますので、お願いしたいと思います。

水道事業者としては、経営の一層の効率化により、独立採算制の基本原則に立脚した経営

に努める必要があるか、持続可能な水道事業を構築していくためにも公費負担のあるべき姿を踏まえ、さらなる一般会計との負担区分の基準の明確化、公費負担の適正な運営が図られることを要望したいと思います。

続きまして、次の質問で「マイナ保険証！一本化を強いて併用に」として質問をさせていただきます。

政府は、マイナ保険証への一本化に向けて12月2日以降、従来の健康保険証の利用を停止する方針であります。一本化と言えば、様々な煩雑な手続が1つに効率化されるように聞こえますが、実態は真逆であります。保険証の廃止以降、医療機関の窓口での利用者の保険情報確認する証明書は、期限切れの保険証の暫定的な運用を含めると少なくとも9種類も混在する異常事態となっております。

これらの混在する証明書は、これまで保険証1枚あれば不要だったものばかりで、政府が従来の保険証の廃止に固執し、そのために例外を積み重ねた結果であります。政府のデジタル化の押し売りで、事務手續が効率化どころかより煩雑となっているのが実態ではないでしょうか。先ほどの保険証廃止後の現在の証明書でありますが、マイナンバーカード、顔認証マイナンバーカード、顔写真なしマイナンバーカード、資格情報のお知らせ、後から質問をします資格確認書、マイナポータルのPDF、被保険者資格用申立書、スマートフォン、従来の保険証と、これら9種類であります。

マイナ保険証については、3月議会にも国民健康保険事業とマイナ保険証について質問をさせていただきましたが、今回は、それからの現状を再度お伺いしたいと思います。

まず、国民健康保険、後期高齢者医療保険の従来の健康保険証についてお聞きをします。それぞれマイナンバーカードに保険証利用を登録していない人は、7月末で期限切れとなり、それ以降の保険証はどうなっているのか、お願いをしたいと思います。そして、今ある保険証がどのような証明書で、申請交付なのか、届出交付なのか、また有効期限についてもお願いをいたします。

○保険医療課長 山田尚徳君

質問のありました8月1日以降の国保と後期の保険証はどうなっているかについてお答えさせていただきます。

国民健康保険につきましては、マイナ保険証ありの方は、被保険者資格等を記載した資格情報のお知らせを送付しており、マイナ保険証なしの方は、有効期限が令和8年7月31日までの資格確認書を送付しております。後期高齢者医療保険については、国からの通知により、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず有効期限が令和8年7月31日までの資格確認書を送付しております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

それでは、今の答弁でちょっと確認していきたいんですけども、マイナ保険証に登録していない方については、3月議会でも資格確認書を送ります。今の答弁でも、資格確認書、僕も登録していないので送られてきたんですけども、全く記載事項、保険証と同じなんですね。国民健康保険と書いてあるか資格確認と書いてあるかどうかの違いなんですかとも。

今の答弁でいくと、国保の加入者は有効期限については、来年7月末で、これについては、マイナンバーカードに利用登録していない方や同カードの証明書の有効期限が切れた人などに申請なしで交付され、後期高齢者については、これについても来年7月31日、マイナ保険証の有無にかかわらずということの答弁でした。

ちょっと確認させてください。昨年、12月2日以降、新規の発行がされなくなり、短期保険証もなくなりました。この国保の方々たちにも資格確認書が交付されたのか、また先ほどちょっと引っかかる答弁があったのが、一応、国の決定で後期高齢者医療保険制度に加入する被保険者については、来年7月まで暫定的な措置を取ったんですけども、全員に申請なしで交付されたとなっております。このことで、国保は全員が言ってくれたんですけども、後期について全員の答弁がなかったんですけども、この点について何が違うのかお願いをいたします。

○保険医療課長 山田尚徳君

ご質問のありました内容について答弁させていただきます。

国民健康保険につきましては、短期保険証がなくなったというところで、未納がある方につきましても、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれかを送付しております。後期高齢者医療保険につきましては、令和7年6月9日付の愛知県の広域連合から発出されております資格確認書年次更新時における保険料収納対策への取組についてという依頼により、この通知については基準としては設けられていないんですけども、町といたしましては、令和7年度以前に未納がある方につきまして役場に取り置きし来庁していくことにより、納付相談をする機会を設けるなどした上で資格確認書を交付しております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

ということで、国の決定では、後期高齢者の保険の加入者は全員に送ってくださいよって国からは通知が来たんですよね。今の答弁だと、その後、確かに僕も見ました。6月9日付で愛知県後期高齢者医療保険広域連合からで、内容は、今答弁あったように、ちょっと中身は……、保険料が未納となっている被保険者には安易に資格確認書を郵送することなく、納付相談を行い納付契約書を取り交わす等して、役場に来なければ資格確認書を渡さないという、いわゆる役場に留め置いておきなさいよという通知なんですよね。それに基づいて、蟹江町では広域連合の通知に従って未納のある方については留め置きをして納付相談に来てく

ださいということで、だから全員に郵送したわけじゃありませんという答弁だったんだね。

これ、実際に、国の決定では送りなさい、愛知県連合については留め置きしなさい、その辺でばらばらなところがある、収納対策もやっぱり必要かもしれませんけれども、取りあえず全員に送ってやっていただきたかったと思いますし、愛知県の自治体でも通知があつて留め置きした自治体もあります。名古屋市なんかは、この通知を無視してもう全員に送っちゃったんですよね。その辺も蟹江町でももうちょっと考えてほしかったですし、やっぱり被保険者にとってどれが一番ベストな対応なのかをもうちょっと考えてほしかったと思います。

それでは、次です。後期高齢者医療加入者もそうですが、特に、国保の加入者から、先ほどの期限切れ、今年の7月31日で期限切れとか、マイナ保険証や資格確認書、これらの町への問合せがあったと思います。これについて、内容がどうだったのか、またそのとき町としてどのように対応したのか、また今でもお問合せあると思いますけれども、対応しているのかお願いをいたします。

○保険医療課長 山田尚徳君

質問のありました国保加入者からの問合せ内容とその対応についてお答えいたします。

資格情報のお知らせが送られてきた方からは、「マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をした覚えがない」「医療機関ではマイナンバーカードを利用してない」「資格確認書が欲しい」「何か手続をしないといけないのか」など問合せがあります。問合せがあった方には、マイナンバーカードを利用して医療機関を受診してくださいという案内をしますが、その中で、従来のタイプの紙の保険証が欲しいという方に対しては、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書を提出していただければ資格確認書をその場で発行しますという案内をしております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

そういう問合せがあって、まずマイナ保険証を使ってくださいねってお願いしながら、どうしても、作った覚えがないとか利用したくない人については、解除もできますよという案内はしているということですね。

それでは、資格確認はちょっと置いておいて、マイナ保険証を登録した人、覚えがないという人がいますけれども、このマイナ保険証を登録したらどうなっているのかちょっと聞きたかったんですけども、先ほど答弁あったように、資格情報のお知らせとか資格確認書のお話をしてくれたみたいですが、そこで、国保に限り来年3月まで登録した人で資格情報のお知らせを提示すれば、医療費の10割負担を回避でき保険証の代わりになります。これ国からの通知でなるんですが、このことについていかがでしょうか、お願いをいたします。

○保険医療課長 山田尚徳君

質問のありました内容についてお答えさせていただきます。

基本的に、資格情報のお知らせ、単体では受診できませんが、国からの暫定的な取扱いとして、医療機関等へ有効期間が切れた健康保険証を持参される方、資格情報のお知らせのみを持参される方に対しては、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、10割負担ではなく3割等の一定の負担割合を求める対応で差し支えないとすることが国の方から示されております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

その認識はしているんですよね。病院での対応だと思いますけれども。では、ちょっと前の答弁にもあったんですけども、マイナ保険証を利用したくない方で、資格確認書は発行できるという話でしたけれども、このことについて再度お願いしたいのと、また従来の保険証の利用を停止する方針ですが、国保と後期高齢者医療のみの暫定的な対応として、期限が切れた保険証でも来年3月末まで利用可能になりましたが、このお知らせ、また周知等はいかがでしょうか、お願いをいたします。

○保険医療課長 山田尚徳君

質問のありました内容についてお答えいたします。

先ほどと同じような答弁になりますが、資格確認書、マイナ保険証を利用したくない方につきましては、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録の解除申請書を提出していただければ資格確認書をその場で発行しております。また、この期限が切れた保険証等でも令和8年3月末まで利用できる暫定的な取扱いは情報として把握しておるんですけども、国から医療機関へ向けた内容であるため周知等は行っておりません。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

ちょっと時間がないので。次の質問1個取りやめます。

それでは、次の質問ですけれども、受診時はマイナ保険証か保険証の代わりになる資格確認書が必要になるため、12月の全面廃止も見据えて、何回も出ている暫定措置を取り、期限切れの保険証でも来年3月まで使えます。場当たり的な対応では医療現場の戸惑いと負担は増すばかりではないでしょうか、お願いをいたします。

○保険医療課長 山田尚徳君

ご質問のありました内容についてお答えさせていただきます。

これらの措置は、期限切れの保険証や資格情報のお知らせのみを持参する患者に、10割の負担を医療機関等が求めるという双方の負担を考慮し、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行う運用を行うものです。

これは、現場における実態を勘案した上で移行期における暫定的な対応を国が示したもの

のであり、医療機関等から窓口でのトラブルの問合せもありませんので、町といたしましては、これに従い適切に運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

それでは、最後に民生部長にお伺いをいたします。

改めて、従来の保険証を継続使用、お題にもあった併用ができるようにしたほうが受診者も医療側も安心ではないでしょうか、お願ひをしたいと思います。

○民生部長 不破生美君

では、今いただきましたご質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

医療機関のほうで戸惑いなどあるというお話をいただきましたけれども、町といたしましては、被保険者の方やまた医療機関などのほうに、混乱、ご不便をおかけしないように、不安もあるかと思いますけれども、そういう場合につきましては、丁寧な説明のほうを努めさせていただきたいと思っております。

また、今後も国の方針に従い、適切に事務のほう進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

暫定的な措置等いろいろやってきておりますけれども、本当に、両方使えるようになるのが一番いいかなと思って今回質問いたしました。ありがとうございました。

○議長 伊藤俊一君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで、上下水道部次長兼水道課長、保険医療課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、環境課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。午後2時55分から再開をいたします。

(午後2時32分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時55分)

○議長 伊藤俊一君

質問7番 水野智見君の質問、「宝、舟入地区のインフラ整備は」を許可をいたします。

水野智見君、質問席へお着きください。

○8番 水野智見君

8番 水野智見です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、「宝、舟入地区のインフラ整備は」と題

し質問いたします。

宝地区、舟入地区の整備に関しましては、過去に何度もいろいろ質問したり、提案などもさせていただきました。そうした中で、進めていたいもの等もいろいろあるんですが、私としては今年で議員13年目になります。当時、近鉄蟹江駅南地区を何とか整備ができる方法はないのかなということを思いながら、議会議員の補欠選挙の話があり、立候補させていただきました。負託をいただき、現在に至っています。

いろいろな情報を集めるという意味で2回ほど県庁に出かけ、県のまちづくりの担当の方にも相談したり議論等をさせていただく中で、提案もいただいたりもしました。そうした中で教えていただいたのは、ちょうど2、3年ぐらい前に発令されたというか決まった地区計画事業、やはり調整区域だけれども住宅が建てられる事業なんですが、今、この近辺では飛島村のほうで事業を進めてみえます。

そうしたこととか、いろいろな住宅地図を広げながらいろいろ相談させてもらっていましたら、私の住んでいるところの舟入地区の住宅地図の中での状況を見られて、ここは人口集中地区に該当するということを教えていただきました。

ただ、それをどういうふうにして認可を受けやっていくのかというのは、いろいろな整備とか何かあって、聞いている中でまだちょっとよく分からない部分と大変だなという部分がありながら、自分自身、勉強しながら調べたりもしてきました。

通告では、町長に最後のほうで意見をいただくということにしていましたが、やり取りの答弁の中で、町長の中でちょっと補足したいとか言いたいことがあるということであれば、途中で発言していただいても結構ですし、私自身がちょっとここは町長にもう少し聞きたいなと思うがあればお聞きすることがあるかもしれませんので、よろしくお願ひします。

私も昨年度まで2年間、議長を務めさせていただきました。県の議長会等の中で、他の自治体のまちづくりなどをはじめ、いろいろな取組について議長さんからいろいろお聞きしたりして、教えていただいた点とか、議会運営のことなんかも含めていろいろお聞きしました。そうした中で、今回インフラ整備のことについてお聞きしたいと思っています。

まず1問目、近鉄蟹江駅周辺整備についての現在の蟹江町の考え方についてお伺いします。
○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

近鉄蟹江駅、特に南側につきましては、昭和62年10月に蟹江町新市街地整備計画が策定され、特に南地区の構想としましては、近鉄蟹江駅を中心に商業系の土地利用を配置し、その周りに低層住宅地を誘導するというような計画がございました。その後、平成4年3月には、この計画を基に近鉄蟹江駅南街づくり構想が策定され、土地区画整理事業によるまちづくりを検討していく構想がありました。しかしながら、地元の地権者の方の合意が得られず、事業化には至りませんでした。

一方で、当該地区は、最新の令和2年度に策定をいたしました蟹江町都市計画マスタープランにおいて、立地ポテンシャルを活用したまちづくりを検討するまちづくり検討地区に位置づけをさせていただいております。

このような状況の中、町として改めて宝地区のまちづくりを検討するため、令和5年度から近鉄蟹江駅南地区のまちづくりを考える懇談会を開催し、まずは将来の近鉄蟹江駅南地区のまちづくりの方向性について、地域住民や学識経験者の方など幅広い方と意見交換を行っている状況でございます。

以上でございます。

○8番 水野智見君

これは以前にもお聞きしたものですからあれですけれども、そういった中、昭和62年から整備にかかりましたということで、前回も話させてもらいましたが、平成3年のときに中日新聞にも載ったみたいに、蟹江駅の橋上駅舎化に向けて取り組んでいくということだったんですけども、途中でいろいろな事情があって消えてしまいました。

今、次長からも話がありましたように、令和5年度からまちづくりの関係で協議をしていただいているということで、これはこの後の質問にも関係してきますので、ここでは省略させていただき、次に移りたいと思います。

2問目、朝夕の、時間帯にもよりますけれども、特に雨天時などは近鉄蟹江駅北口ロータリーが、町長の指導の下、近鉄等の協力もいただきてきれいに整備してもらって、以前よりは大分良くなつたんですけども、場合によっては混み合つたり云々していることがあるようにも聞いていますし、私もそういうところに出くわしたこともあります、その辺のことについての改善策というかは検討されていることがありますか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、近鉄蟹江駅北側ロータリーの混雑の解消策というところでご回答をさせていただきます。

令和2年3月に近鉄蟹江駅駅前広場再整備によりまして、一般車とバス、タクシーとの区分けがされたということ等で、以前よりも近鉄蟹江駅北側の混雑、煩雑化というのが軽減されているというふうに考えております。

ただし、しかし残念なことに、利用される方のマナーを守っていただけないドライバーというのも散見されるような状況がございます。これによりまして一部車両の混雑が見受けられるということもございます。そういう方に対しての啓発などの検討をしていきたいというふうに考えております。

また、駅前広場に接続します南北に走ります町道近鉄蟹江駅前線の車両の停滞というのもございますので、滞留しないような沿線の店舗への啓発も行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番 水野智見君

今、利用者のマナー違反とかそういうことも言ってみえたんですけれども、実際私も、本来ロータリーのところで乗降をしないのが前提だったと思うんですが、タクシーなんかともちょっと、トラブルということではないんですけどもあったりとか、バスがうまく進めなかつたりとかということで、円のロータリーのところで結構乗降する人がいるんですよね。

その辺、先ほど課長は、どういうふうに伝えるのか知らないですけれども、もう少し伝えるという、伝え方をしつかり検討していただきたいと思うんですけれども、具体的にどういうふうに協議していこうと、考えていこうと思っているのか、もう少し具体的にお願いします。

○土木農政課長 東方俊樹君

今、ぱつと思いつくところでいきますと看板の設置、これは通行の際にまた妨げになってしまったらいけないんですが、看板の設置だとかそういったことができるのではないかなどいうふうに考えております。

ちょっといい方策がありましたら、また検討しながら対応できればというふうに考えております。

以上です。

○8番 水野智見君

この後にもお話しすることですけれども、ロータリーのところはタクシーばかりじゃなく、特殊なバスとか、会社の送迎バスとか、あと弥富のほうのところに競馬場ができて、その送迎のバスとか、いろいろなところが利用されているものですから、余計混み合う部分があると思いますので、そういったことも含めて、そこらの利用者のところともしつかり協議する中で進めていっていただきたいなというふうに思います。

続きまして、3番目、近鉄蟹江駅沿線は、福田川から蟹江川までには蟹江第1号踏切、富吉第5号踏切、富吉第6号踏切など計3か所の踏切があります。特に朝夕、または時間帯によつては開かずの踏切とか危険な踏切とも言われています。随分前から言われているんですが、なかなか改善策がないように思いますが、町としてはどのような改善策を考えているのか、今までのこととも含めて、実行されたことも含めてお願いします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、3か所の踏切についての答弁をさせていただきます。

先ほど議員もおっしゃっていらっしゃったように、近鉄蟹江駅東には町道東郊線と交差します蟹江第1号踏切、駅西にはJAを通る町道川原松ノ前線と交差します富吉第5号踏切、県道境政成新田と交差します富吉第6号踏切の3か所の踏切がございます。

この中でも蟹江第1号踏切に関しましては、国土交通省によりまして踏切道安全交通カル

テを公表しております。よって、特に対策の検討が必要な踏切であるという認識でございます。この踏切はカルテの中で、開かずの踏切、自動車ボトルネックが該当する踏切でございます。抜本的な解消策としましては、都市計画決定がなされております立体交差化が基本的な考えです。

そのような中、踏切内の安全対策というところでは、鉄道業者としましては、普通、急行などの列車種別によって踏切遮断時間を調整する賢い踏切化、全方位から踏切の稼働等が確認できます全方位型の警報機の設置がされております。

また、舗装をコンクリートからゴム製に改修することで、踏切内の転倒防止対策及び騒音対策のために踏切舗装の改修を町と鉄道事業者で実施しているところでございまして、行える対策は実施済みというところでございます。

町としましては、踏切内の安全策につきましては引き続き鉄道事業者と協議をしていく、踏切周辺整備等も含め、効果的な対策があれば検討・実行していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○8番 水野智見君

東郊線というのは、よく伊藤議長も言われていましたけれども、JRの踏切等をはじめ危険な踏切というところも関係あって、県道へ格上げしたらどうかとかいろいろな意見も出ていますが、やはりそういったことも含めてしっかりと協議、検討していただきたい、やれることをやっていっていただきたいと思っています。

先ほど近畿日本鉄道と協議をされてきたと言ってみえますけれども、横江町長は例えばこの辺のことについては協議はされているんですか。

○町長 横江淳一君

急な要望ですみません。

協議は実は2020年のコロナ以降なかなかできていない状況なんですけれども、この後にご質問されると思いますけれども、近鉄さんとは協議はしてきたのかということで、つい最近アポが取れまして、喫緊に近鉄の四日市の本部へ行くことに実はなってございます。

このことも含めて、全般的に今後の近鉄の考え方と、踏切の問題も含めて広域的な話しをちょっとさせていただき、近鉄の本社にももしも行くことがあれば行って、蟹江町で今考えていること、これからのこととも含めて再度協議の場をつくりたいというふうに考えています。

決して終わったわけではなくて、コロナで何回カリクエストをさせていただいたんですけども、なかなか向こうがうんということを言ってくれなくて、やっとこの1年、返事が来るようになりますて、ただ、その間、近鉄のほうも大変事情が変わりまして、駅の無人化だとかいろいろなことをも進められるという、そういうシチュエーションに変わりつつあります。

すので、今後我々がどういう協議になるのかわかりませんが、喫緊の課題として行くことになっております。よろしくお願ひしたいと思います。

○8番 水野智見君

すみません、この後にも近鉄さんとの協議等に関するることは幾つかまたお尋ねすることになると思いますが、先ほど言ったように、東郊線の関係のところは本当に重要なことだと思いますので、個別案件になるかもしれませんけれども、それはそれとしてしっかりと協議していただきたいと思います。

次に、こうした危険と言われる踏切等、また渋滞等を緩和する解決策としてはいろいろな方法があると思うんですが、以前もお尋ねしましたが、あえてもう一度確認させていただきます。

解決策の一つとして鉄道高架というのがあります。近鉄烏森駅、八田駅、それから伏屋駅は鉄道高架化事業が完了して、諸問題を解決されているというふうに聞いていますし、私も親戚が八田にありますて、そういったところを実感しているところであります。

そこで、事業費はいろいろかかるとは思いますが、蟹江駅も鉄道高架化事業について考えてみえるかどうかをお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの議員のご質問にお答えをさせていただきます。

鉄道の高架化ということは、議員も今おっしゃっておったように莫大な費用と、あと時間がかかることが予想されておりますので、費用対効果を慎重に判断していく必要があると考えております。

しかし、鉄道の高架化は、踏切の解消だけでなく南北の分断を解消する方法の一つとしても非常に有効であると考えております。今後、当地区のまちづくりの方向性を考える中で、一つの選択肢として考えられると思っております。

以上でございます。

○8番 水野智見君

前回のときも一応資料を手に入れることができましたのでお話ししましたけれども、伏屋駅が鉄道高架化になるときに、この事業は駅のところばかりじゃなくて、周辺道路を含めた全体の整備計画ということで、伏屋駅の全体整備計画として、当時150億円かかっているということで事業をやるということで、名古屋市さんのほうの資料を見させていただいたことがあります。

その中で、例えば蟹江駅でやった場合にどうなるのかなということで、この事業に携わった業者の方をたまたま知っていたものですから聞いたところ、蟹江の駅の場合だと、大きさとかいろいろな条件があるけれども、最低でも5割は高くなるという、当時話をしてみました。

そういうところから思うと、今だともっと事業費とか人件費等が高くなっていますので、もっとかかるんだなということで、実は先日ちょっと雑談の中で、その人に会うことがあって聞いてみたら、300億円ぐらいかなということも話をしてみました。

確かに費用として莫大な費用がかかるんですけれども、先ほど次長が言われたように、費用対効果とかいろいろなことを含めると、いろいろな条件はあるんですけれども、私が当時も話をしていましたけれども、近鉄戸田駅が鉄道高架の事業が始まるのであれば、やはり蟹江町もその辺のことについては考えるべきだなとは思いますが、今名古屋市のほうの方に確認している限りでは、今のところそういう話はないということでしたので、この辺はちょっとそちらの名古屋市ほうの話が進んでいない限りはちょっと難しいのかなというふうに思います。

それでは、次の質問に行きます。

次に、通勤通学などで近鉄の南地区、例えば宝、舟入地区の住民、または旧南陽町の住民、畠中とか福前、六軒家などの人たちが通勤通学でも利用してみえます。

また、先ほども言いましたが、飛島バスの利用者の方、また通勤通学の送迎のバスの方もそうですけれども、そういったところがJR蟹江駅のように橋上駅ということになれば踏切を渡らなくても利用できるようになると思いますが、近鉄蟹江駅として平成3年の頃にそんな計画があったんですけども、今現在はどういうふうに考えてみえますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、橋上化にということで考えということでお答えをさせていただきます。

まず、JR蟹江駅の橋上駅舎化の経緯についてですが、こちらは駅の北側、桜地区の土地区画整理事業により北側が市街地整備され、JR関西本線により分断されている南北市街地の移動の円滑化を図るためということで、従来から都市計画決定されていた南北の駅前広場を結ぶ自由通路を都市計画道路として都市計画決定し、整備を行ったものでございます。

近鉄蟹江駅におきましては、自由通路及び南側駅前広場の都市計画決定というものはなされておらず、実現化しようとする場合には都市計画決定の手続を行っていく必要もございます。

ただ、南側からの駅へのアクセスの向上として橋上駅化することは、また今後、宝地区のまちづくりの方向性を考える中で、一つの選択肢として考えられるのではないかと思っております。

以上でございます。

○8番 水野智見君

冒頭に少し話をさせてもらいましたが、何とか宝地区区画整理事業ができないかなということで取りかかったこともありますけれども、なかなかうまくいかず、今はちょっと保留になった形ですけれども、令和5年度からでしたか、産建部のほうで宝のまちづくりに関して

協議をしてもらっています。

そうした中で、宝地区に関して区画整理というのはちょっとなかなか難しいかなと思うんですけれども、例えば駅前を地区計画事業などによって対応してやるということができれば、辺りも、駅の整備と一緒にやることもできるかと思うんですけれども、そういうことは考えられませんか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

ご質問のありました南地区での調整区域の地区計画についてお答えをさせていただきます。

まちづくりの手法の一つとして、区画整理に代わるほかの手法としてそういう地区計画というのもございます。この辺では、先ほど水野議員からの質問、答弁の中にもございましたように、飛島村のほうで今その辺も実施されて、今成功しているような事例もございます。

今後宝地区のまちづくりを検討していく中で、あらゆるいろいろな手法、面積の縮小なども検討していくので、何が有効かは今後、何が一番そこの地区にとって有効かということを見極めていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

以上でございます。

○8番 水野智見君

区画整理に限らずに、私も県のほうにお尋ねに行ったときに教えてもらった、この調整区域の周りでも事業ができる地区計画というのも一つの方法だと思います。

これにはいろいろなハードル点もありますが、区画整理よりはどうなのかなというふうに思うものですから、そういうことも含めて、今、今後進めてもらっている宝地区のまちづくりの検討協議会のほうでも考えていくべきだなと思います。

次に、近鉄の戸田駅が駅南側に現在改札口ができています。以前は出口だけだったんですけども。そうした中で、近鉄蟹江駅の南側にも、ちょうど場所的に言うと近鉄タクシーのあの辺りなんですけれども、構えてみえるところなんですけれども、をロータリー等で整備する中で、改札を設置するということができれば、先ほど来、話をさせてもらっている渋滞とか云々の緩和にもなる一つの方法だと思いますけれども、この南側の改札口に関してはどうのように考えてみえますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

すみません、南側にロータリーを設置して改札の設置ということでございますが、こちらにつきましては、可能性について令和5年当時に近鉄のほうに確認をさせていただいておりまして、近鉄の戸田駅のように南側に改札口を新たに蟹江駅にも設置するということになると、改札内での踏切により横断をするというのは減少させていきたいという考えが近鉄さんの方にある中で、新たに蟹江駅に南側に改札を造るとなると、四日市方面の退避線を渡るために踏切を設置しなければならないということで、非常にハードルが高いという回答でありましたので、改札のみを設置するということは難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○8番 水野智見君

踏切ばかりでなく、橋上駅もそうですけれども、例えば戸田駅も今、南側に改札口ができたと言っていましたけれども、その以前は出るだけで、北側に改札があって、アンダーで駅を横断していたということもあります。また、聞いているのは、佐古木はアンダーの真ん中に改札があるというふうに聞いています。

いろいろなやり方があるかと思いますが、これは私が議員になる前に、町長に先ほどの近鉄南側の開発、整備じゃないですけれども、何かやってもらえないのかなということで、横江町長が町長になられて間もなくの頃だったと思うんですけれども、個人的に商工会の青年部とかいろいろな関係で知り合いだったものですから、時間をつくってもらって町長のほうにそういったことの話に行ったときに、ちらっと南側にロータリーを造って何か整備ができるかなというようなこと、そのときはまだ漠然とした町長のお話でした。

ただ、道路をどういう整備をするかによって、1号線等の関係もあつたりとか、水路もあつたりとか、当時はもうライオンズマンションが建っていましたので、そういう関係もあつてなかなか難しいということも言ってみえましたけれども、これに関しては町長にお聞きしたいんですけども、最近、先ほども少し触れられましたけれども、私が聞いたのは議員になる前だから20年近く前になるかと思うんですけれども、ちょうど町長が町長になられたばかりの頃だったと思うんですけれども、それ以降どのように、今も含めてお考えがあるのか、また、将来こうしていければという考えがあればお願いしたいことと、先ほど少し触れられましたけれども、近鉄とは今まで含めて今後どういうふうに話をていきたいのかということをお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、水野議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどちょっと答弁の中で私が話をしておりました、後生大事にずっと私は持っております平成4年1月10日の中日新聞の控えであります。またよろしければコピー差し上げますが、「近鉄蟹江駅動き出す周辺整備、橋上駅化を核に、まずは北側から」、この大々的な見出いで、ちょうど私が商工会の青年部の頃です。まちづくり委員会というのをつくって、JRと近鉄との折衝を皆さんでやりましょうということで、あの当時は河瀬町長さんだったと思いますが、いよいよ蟹江町に大きな動きができるぞという感動を覚えたことありました。

それから数十年今たっておるわけですが、その当時の関係者はほぼお見えにならないという状況の中で、近鉄のロータリーを何とかしたい、最小限でもいい、とにかく何かしないと、JRがもう橋上駅化をして、新本町線から継続する南駅前線も今もどんどん進んでいます。近鉄だけどうして遅れておるんだというのも人から言われたりして、自分なりに、また、水野議員にもご相談を差し上げたこともありますし、それから近鉄駅の南に住まいし

方にもご相談を差し上げたんですが、やはり建物を建てようと思う、整備をしようと思うと、市街化調整区域からどうしても市街化へという一つの転換をしなければいけない、そうなると区画整理事業という大きな重しがどんと来ています。それについてはいろいろな制約があり、皆さん方には若干の痛みがかかるということで、最終的にはうまくはいきませんでした。

ただ、地区計画等々でやり方がないわけではありませんが、まずは一丁目一番地として、近鉄の本社に行き、そして近鉄の考え方をまずしっかりと聞いておこうじゃないかと思った途端にコロナということで、3年、4年が実はブランクがあつという間に過ぎてしまったのも事実であります。決して逃げ口上で今しゃべっているわけではなくて、そんな中で、10月の最初に近畿日本鉄道の四日市の事務所へお邪魔することに実はなってございます。

それはもう今までのブランクということではなくて、これから蟹江町の考え方、そして近畿日本鉄道としての蟹江駅のこれから考え方、それもしっかりと聞いていかないと、我々が幾ら名案を出しても、受入れ側は近鉄であります、鉄道事業者でありますので、負担もしていただかなければいけないということもございますので、しっかりと前にもいろいろな手法を使って駅前のロータリー、そしてレンタカーを後ろのほうにちょっと下がっていた大いに、あの当時とは比べ物にならないくらいの渋滞の緩和にはなったとは思いますが、まだまだ抜本的なことではなっていないのかな。

若干危惧するのは、乗降客がちょっと減ったかなというようなことを近鉄さんもおっしゃってみえたようありますので、そこが非常に厳しいのかも分かりませんが、まずは結果を恐れずに、近鉄さんとの折衝をやっていきたいなというのは考えてございます。

あと、もう一つ、私が宝物のように大事にしている、町長のときからこれもパウチでやつてあるんですけども、もしも三十何年前に、昭和62年ですか、ということは38年前に計画を立てていれば、多分このような町並みができていただろうなということを、僕も時間があるときにはいつも眺めております。

でも、夢物語を語っても仕方がないことありますので、できるだけ現実に近づけるよう、そんな話をこれからもしていきたいと思いますし、可能性がある限り、近鉄駅の南側、地権者の協力ができれば、また新たな解決策がひょっとしたら生まれてくるんじゃないかな、こんなことを思っています。前向きにしっかりと考えていきたいというふうに思ってございます。

ただ、今の状況ですぐできるかというと、非常に厳しい状況であるということはご理解をいただければ幸いだというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○8番 水野智見君

難しいことは重々分かっています。近鉄は近鉄の言い分があるでしょうし。ただ、皆さん御存じのように、近鉄蟹江駅も無人駅になっています。そういうことも含めて、何とか利便

性を考えた上で、いろいろな方法はあるかと思いますけれども、前向きな協議を町長はじめ担当の方にはしていただきたいなと思っています。

次に、続きまして、蟹江中学校の正門周辺辺りは登下校時大変混雑しています。私も入学式、卒業式のとき出席して初めて、それまでは何となくだったんですけども、感じました。非常に混雑していて、踏切もあったり、横断歩道もあったり、また歩行者用の信号もあったり、自転車通学の生徒もたくさん見えますので、非常に狭くてちょっと不便だなということを当時から思っていました。

当時、土木のほうに少し話をしたんですけども、水路の関係があるからできない、こういうふうだからできないとかということで、できない話ばかりでした。

当時は私も難しいなということで終わっていたんですけども、先ほど次長が言われた、令和5年度から宝のまちづくりの関係のことで協議をしてみえる、近所の方からも強く危険だから何とかしてほしいというお話をありました。次長も聞いてみえると思いますので、その辺も含めて、どのように今後考えていくのか、答弁をお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

この付近の混雑状況につきましては、懇談会のほうでも指摘をいただいておりまして、改善を求める意見がございました。

蟹江中学校正門前の道路は、先ほどもお話がありましたが、現在は町道東郊線であります
が、将来的には都市計画道路七宝蟹江線として、鉄道をオーバーする道路として計画がされ
ておりますが、事業化にはかなりの時間を要します。

当面の登下校時の対策につきましては、学校、教育委員会などとも交えて今後検討してい
きたいと思っております。

以上でございます。

○8番 水野智見君

先ほどから何回も、ほかのところでもお話しさせてもらっていますけれども、ここはやは
り東郊線になっています。先ほど来、続きになりますけれども、本当に狭いところが、JR
のほうもそうなんですけれども、そういうこともありますので、以前から何とかできないの
かということで、踏切を広げるというのが前提にあったんですけども、いろいろな条件で
広げられないということも出ています。

ということであれば、やはり県道への格上げの中で、県のほうの事業として、七宝のほう
の関係もありますし、その後、後で質問もさせてもらいますけれども、舟入斎苑のほうに行
けば、東郊線、名古屋市との接道するところもありますし、最後は名古屋の東海通、県道に
なるんですけども、そこにぶつかるところにもなってきます。

そういうところも含めて、整備のことを考えると、やはり東郊線は県道への格上げを検

討する中で進めるべきだと思うんですけれども、我々議員が言っているだけではなかなか進まないんですけれども、町長としては県道への格上げについてはどのようにお考えですか。今現在のお考えで結構ですので、お願ひします。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをしたいと思います。

もうこれはかねてからのずっとの我々の要望でありますし、橋上駅化をする前から要望していることあります。県会議員を通じたり、また海部事務所、県民センターを通じたりして、一応申請はもうしてございます。粘り強くまたこちらのほうとしても県のほうに要望してまいりたいというふうに思ってございます。

やはり県道から町道に払い下げた線もあります。維持管理にやはり相当いろいろな整備にお金がかかるという状況の中で、県も多分なかなか格上げをするというのは渋るのは当然だと思っておりますけれども、いろいろな諸事情を考えたときに、蟹江町としても大変重大な道路でありますし、あま市の市長さんともしっかりお話をしながら、これから整備を進めばく、県に引き続き要望していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○8番 水野智見君

先ほど来、近鉄蟹江駅のことをお話しさせていただきましたが、この東郊線は近鉄蟹江駅からも近く、中学校のところもありますけれども、全体に考えていただくと、どうしても必要なものだと思っていますので、近鉄も含めて、どういう形でやっていくのか、先ほど言ったように区画整理はうまくいかなかつた部分があるものですから、地区計画という形の事業を活用する中でもいいですので、進めていただければと思っていますので、県道の格上げも含め、お願ひしたいと思います。

それでは、次、舟入斎苑に向かうためのところの東西の出入口の道路に関する件ですが、蟹江町側から名古屋市内側へと通り、斎苑のほうに入ります。先日、説明があったときにびっくりしたんですけども、名古屋市側のほうが町道認定されているということですが、その町道認定された経緯についてお願ひします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、町道認定の経緯についてお答えをさせていただきます。

昭和50年頃ですが、全国的に道路台帳の整備が遅れていたことによりまして、行政指導がございました。この行政指導に基づいて町道の見直し、各市町村もそうなんですが、道路の見直しを行っておりまして、蟹江町としましては昭和56年度に町道の見直しを行っております。昭和57年3月議会におきまして町道の廃止及び認定を上程し、議決をいただきまして、その後、3月30日付で告示を実施しております。

この町道認定の中に舟入斎苑を終点とします町道山東7号線が含まれております、現在

に至っているというところでございます。

以上です。

○8番 水野智見君

議会も承認されて進んできたということですけれども、先ほど触れられた昭和57年に町道認定になつていったという話ですけれども、舟入斎苑に向かっていくところと言われたんですけれども、たしか昭和57年はまだ舟入斎苑という名前でなかったと思うんですけれども、町内の舟入含めた畠中地区とか旧南陽地区、そこの町内会の火葬場だったという認識があるんですけれども、それで、蟹江町の斎苑に関しては、蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例というのは、昭和63年3月24日に多分議会に通つて、その年の4月1日から施行されていると思うんですけれども、また、蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例施行規則も昭和63年4月1日から施行されていますけれども、ちょっとその辺が合わないような気がするんですけれども、その辺はどういうことですか。

○土木農政課長 東方俊樹君

町道認定された記録については、確認させていただく中で、告示行為までしているというのは確認している中で、町道認定の網図等も一緒に添付がされておるんですが、その地図によりますと、舟入斎苑までの、今現在舟入斎苑としてございますところまでの認定がされているところでございます。

ただ、詳細につきましてはちょっと分かりかねるところがありますが、そういった網図だとか起終点の表示によって、名古屋市側のほうまで認定がされているという認識でおるところでございます。

以上です。

○8番 水野智見君

ちょっとあまりよく分からないんですけども、その次の質問にはなりますけれども、町道認定をして現在に至るまで、今いろいろ調べられて云々ですけれども、そうした中で課題というのではないですか。どう思ってみえますか。

○土木農政課長 東方俊樹君

課題というところでございますが、町道認定を行う中では、土地の所有者さんが当然お見えになる中で、名古屋市及び関係土地改良区の方の所有の土地がございます。道路改良等工事を施工する場合には、それぞれの関係機関と協議を行う。その後、合意をいただけるよう十分な説明をするという必要があるというところが課題というふうに考えております。

以上です。

○8番 水野智見君

蟹江町側のほうは蟹江町のほうで対応されて、町道認定ということで、昔は土地改良の道路だと思うんですけども、それはそれでいいんですけども、名古屋市側のほうに関して

は、私も聞いたときにびっくりしたんですけども、半分が中川区、港区で、その港区側のほうは土地改良区じゃなくて名古屋市の所有ということで、土地改良区側の書類のほうもそうなんんですけども、じゃ、その町道認定するに当たって、何か覚書とか認定書とか協議書とか契約書とか、どういった書類が正しいのか分からんんですけども、そういうようなものは何か交わしたようなものは資料が出てきましたか。

○土木農政課長 東方俊樹君

過去の資料のほうが、まだそこまで私どもで確認が取れていませんので、今後確認をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番 水野智見君

それと、確認まだされていないようなことですけれども、例えば名古屋市もよその自治体で、ましてやその土地は蟹江町ではなくて名古屋市港区ですよね。その中で、じゃ、現在名古屋市のほうは、財産を管理しているところは総務課なのか詳しいことは分からんんですけども、そこは、こここの土地は蟹江町に町道認定されているということは認識されていますか。

○土木農政課長 東方俊樹君

そちらにつきましても、まだ今後確認をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○8番 水野智見君

これこの後の質問にも関係してくるんですけども、やはりいろいろな協議をきちんと事前にやってこなかったことが今の今日に至っているような気もするんですけども、それこそ改良区のほうの北側の中川区のほうは、先日、私が関係しているものですから、理事長と共に道路の整備のことについて説明があったときに、その私どものところの用水路はオープン用水でされているところで、そのオープン用水を伝わっていって、舟入の土地改良区のほうは用排水必要ですので、関係がしている。

そちらのほうは今度東西の道路を整備する中で整備をすると。蓋もして、道路部分とか、多分北側のほうは歩道部分になると思うんですけども、そういう整備をしていくということの中で、その中川区のほうも蓋をするというふうに、正直私から見ると急に言われてびっくりしたんですけども、その辺のことなんかもそういうふうで、事前に協議する中でやっていなかつたということと、理事者側のほうは、課長、部長たちが、その道路は町道認定されているから町のほうで計画を立てていくというふうに何か勝手に思い込んでいるような部分があったような気がするんですけども、その辺はどのように思ってみえますか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、お答えをさせていただきます。

道路改修に関しましては、やはり地元の田んぼの方とかが利用されるところもやはりありますので、そこは町だけの、町道としての整備ではなくて、地元としての必要性についても今後しっかりとその辺を調整させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○8番 水野智見君

今後、次の質問にも関係してきますので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

最後になりますが、舟入斎苑一本化に向けて、西福田土地改良区、私も関係しているんですが、もう8年ほど前になりますか、副町長と、今日ここには同席してみえませんが、前環境課長も含めて協議はいろいろさせていただきました。

そういう中で一本化が決まってきて、あと周辺整備等に関しては、後々それぞれの意見がありますので、やっていくということだったんですけれども、協議をやると言いながらなかなかなく、コロナもあって、再三再四どうするのという話を個人的にしても、「やります」、議会でも、「どうしてやらないの」ということを言ったら、「やります」という話で今日まで来ています。私からしてみると何か無視されているような、そんな気もしながら過ごしてきました。

この2年間は、冒頭にお話ししたみたいに、議長でしたので、一般質問できないわけじゃないんですけども、いろいろな手続上のこともあるからということもあって今回になったんですけども、やはり改めてこういう場できちんと説明を受けたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、今年度より組織再編に伴いまして環境課が産業建設部のほうに移管をされましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

ご質問のありました協議の対応についてですが、業務を進める中では、十分に協議をなさず起こった事案もあったかもしれません、引継ぎを受ける中では、担当者が意図的に協議を行わなかったとかというようなことはなかったと考えております。

ただ、ご質問のありますとおり、まだ十分に協議がなされていないことがございましたら、それは本年度からは体制も新しくなったこともございますので、私どもがまたしっかりと改めて協議を務めさせていただきます。

また、先ほどご質問がございました、今後道路のほうにも着手をしていく中で、特に地権者の方や地元の土地改良区の方々にはまだ整理がしていないような事案もございますので、その辺も改めて今後協議をさせていただきたいと考えております。

いずれにしましても、この舟入斎苑再整備事業は、地元の議員をはじめ地域の方々のご理解、ご協力があって成し遂げるものと考えてございますので、引き続きご協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○8番 水野智見君

別に私、斎苑の一本化に関しては、先ほど言ったように、父親がこの舟入斎苑に関しては関係していた中の一人です。そういうところから、将来的にこういうふうな理由があるから町内会の斎苑ではなく蟹江町に保証金を受け取ってもらって、町の斎苑として今後整備していくべきじゃないのかというようなことが、うちの父親はじめ何人かの方がいろいろな意見があって、議会、当時の町長等にお話をされ、今日になってきたという経緯を知っているものですから、私は実は先ほどの近鉄蟹江駅じゃないですけれども、横江町長にも相談したことがあります。

その当時はちょうどまだ茶屋の名古屋の火葬場が、斎苑が整備をするという、そんな話でした。あそこの斎苑の話をするとちょっと長くなるからやめておきますけれども、そのようなこと也有って、どうするか決まっていないというような状況でした。

その中で、8年前でしたか、9年前でしたか、町長のほうが国からの指導というか意見もあって、今ある斎苑を潰さずに何とかということの協議の中で、2つある斎苑をそのまま使うのか、またはどちらか1本にするのか、全くなすのかということで、協議会がありまして、その中でいろいろ議論された中で、今の舟入斎苑一本化というのが決まつきました。

そういう経緯もありますので、私はくれぐれも誤解されると困るんですけれども、別に反対しているわけでも何でもないです。今後しっかりと、先ほどの町道認定じゃないですけれども、やはり協議をした中で、私自身も分からぬこともありますから、あの辺りは、先ほどから言っているように、中川区と港区の関係もあったりして、道路、水路等が複雑にかみ合っています。

また、あと、田んぼに関しても、1枚の田んぼが中川区と港区というふうに関係しているところもあったりして、ちょっといろいろ複雑になっているんですけども、地権者の大部分が舟入の人間ですので、いろいろな話は話の中で理解はしてもらいます。ただ、あそこは舟入斎苑と言いながらも場所は名古屋市ですので、やはり住民だけではなく、そういう地権者の人たちとの意見も、私はみんないろいろな役員でいろいろ地権者とも話をさせてもらひながら、一本化に向けて、実際反対している人もありましたけれども、こうこうこういう理由で、将来的にはこういうことも考えられるし、町予算がない中でもいろいろやってもらえるんじゃないのかということで進めているということで話をさせてもらいましたので、最後に町長に、本当はどうかなと思ったんですけども、この斎苑のことに関しても一言あればお願いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、水野議員のご質問にお答えしたいと思います。

舟入斎苑の件につきましては、町長就任以来ずっと懸案事項として残ってございました。

八事の火葬場がメンテナンスのために休止をするというのは、相当前からありますて、茶屋の新しい火葬場33基できますよ、しかしながら、八事が休止すると多分地域の地方自治体は大変困るんじゃないかなという状況は、もう私の中にはございまして、舟入との一本化を含めた火葬場の在り方ということで、地権者の方と相談したところ、非常に厳しいご意見をいただき、なかなか協議会も前に進まないということありました。

我々も火葬場建設につきましては慎重に、でも、やはり大胆にやっていかないと、この先蟹江町に2つあるといつてもなかなか使用勝手が悪いというのか、使い方によって条件がついている。これは諸事情で仕方がないというふうに思いますけれども、新たに蟹江町に住まいし方は、なんで、どうしてという疑問が最初につくような使用方法であったのも事実であります。

今は皆様方の賛同を得、そして地権者の方の賛同を得て、周辺整備はちょっとこの後続きますけれども、火葬場の新たな建物についてはリニューアルをし、なおかつ環境整備もしっかりやるということで、一本化がやっとできることとなりました。

一方、本町斎苑、昭和32年に供用開始をした大変古い炉でありますけれども、いまだ現役で頑張っております。ただ、いつ壊れるか分からない状況がここ数年、本当に続いております。二次燃焼炉の故障だとか、それから排気ガスがそのまま浄化されずに出てしまったとか、あと用水路があるがために水に浸かっただとか、いろいろな問題がありました。それを解決するために地権者との話し合いが続きました。やっとご理解をいただき、ここまでになることができました。

まだまだ問題がたくさんあるかと思いますけれども、ぜひとも水野議員も協力をいただきながら、今もいただいているのですが、また協力いただきながらご賛同を賜ればというふうに思ってございます。

それから、近鉄駅の南の開発につきましても、新たな協議会を立ち上げてございます。この結果がまだどうなるか分かりませんが、鉄は熱いうちに打てと申します。論議が盛り上げているときにチャンスを失いますと、次に新たに立ち上げようと思うと倍以上、それ以上の努力が要ると思います。そういう意味で、今がそのチャンスだと思えば、ジャストインタイム、そこに向かってまい進していきたいというふうに思ってございます。

地権者の同意、いろいろなことがあります、それを超越して、新しいまちづくりに向かってご協力をいただければ、そんなことを思っております。

以上です。

○8番 水野智見君

町長から力強い言葉をいただきましたので、今後はしっかりと協議する中で進めていくただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 伊藤俊一君

以上で水野智見君の質問を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、環境課長の退席と、安心安全課長、教育課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

(午後3時51分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時54分)

○議長 伊藤俊一君

質問8番 三浦知将君の質問、「蟹江町の防災力強化の施策について」許可をいたします。
三浦知将君、質問席へお着きください。

○9番 三浦知将君

9番 新政会の三浦知将でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従って、「蟹江町の防災力強化の施策について」一般質問をさせていただきます。

日本各地で大規模な地震や豪雨が頻発し、災害への備えは全国共通の課題となっています。平時からの体制整備が必要不可欠であるとの認識の下、町民の安全・安心を守る観点から、蟹江町の防災力強化について伺います。

まず、防災行政無線についてです。

近年の災害時には、情報が届かないことが二次災害を招く大きな要因となっています。そこで質問させていただきます。

町内には防災行政無線が整備されていますが、雨の日や窓を閉めると聞こえにくいとの声が住民からあり、戸別受信機も公共施設等に限られています。防災情報メールやアプリの利用者は限定的であり、利用実態も把握されていません。戸別受信機を一般家庭にも導入、貸与するお考えはありますでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました戸別受信機を一般家庭にも導入、貸与する考えがあるかについてお答えをさせていただきます。

戸別受信機の一般家庭への導入につきましては、1台当たりの導入コストが高価であることから、現時点では戸別受信機の一般家庭への導入、貸与をする予定はございません。

その代替策といたしまして、防災情報メールの送信や町ホームページのトップページにて掲載することで、防災行政無線で放送した内容を周知しております。また、通話料のご負担はございますが、同報無線ダイヤル、96局の6506でございますが、におかけいただくことで、

放送した内容を聞き直すこともできますので、併せてよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

では、戸別受信機の代替策があるというふうには分かりましたが、もし災害の弱者世帯とか希望世帯への部分的貸与とか、もしあるのであれば柔軟な対応をお願いしたいと思います。

続きまして、スマートフォンの普及により、災害情報をアプリやSNSで得ることが増えてきました。蟹江町のハザードマップには、お役立ち情報として、QRコードを読み取ることにより、蟹江町や気象庁等の各関係機関のホームページに移動することができます。そして、ハザードマップ上にHazardonという防災情報アプリについても記載されていますが、世の中にはこれ以外にも防災アプリは多々あり、どれを選んでいいか迷ってしまいます。私の周りでも何をどれだけ入れているかも定かではありません。

防災アプリにより災害情報を得ていくことも一つの手段だと思います。そこで質問させていただきます。防災アプリを普及させるための具体的な策はありますでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、ご質問のありました防災アプリの普及についてお答えをさせていただきます。

防災アプリの普及につきましては、現状、各ハザードマップにて掲載しておるところでございますが、引き続き広報紙やホームページなどでも周知を図ってまいります。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

それでは、引き続き普及のほど、よろしくお願ひします。

今では全国の自治体ではユーチューブやインスタグラムなど、多様な伝達手段を活用する動きが広がっています。蟹江町においても様々な情報伝達手段を持っています。そこで、また質問させていただきます。

蟹江町として、今ある以外に、情報伝達手段としてこれから導入する予定はありますでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました他の情報伝達手段として、これから導入する予定についてお答えさせていただきます。

他の情報伝達手段につきましては、現状につきましては想定しておりませんが、他の市町村の事例を鑑みながら研究し、柔軟に取り入れていければと考えております。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

では、引き続き検討をお願いします。

やはり動画とかSNS、こちらは災害時にも有効だと思います。多様なチャンネルを組み

合わせることによって情報が届く可能性を広げるべきだとも考えます。また、複数の情報手段があっても、どれだけ住民に届いたかを把握しなければ改善につながりません。

続いて質問させていただきます。

蟹江町として、同報無線、メール、ホームページなどの複数の伝達手段の到達率を数値化することはありますでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました伝達手段の到達率の数値化についてお答えをさせていただきます。

防災行政無線につきましては、町内全戸に音声が届きますよう設計をし、整備したものでございます。しかし、環境状況により少し聞こえづらい場合もあるところでございます。

全体的な状況といたしまして、到達率の数値化については把握していない状況です。しかし、多様なツールを使用し、町民の方に周知する方法を日々研究してまいります。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

やはり到達しなければ、届かなければ意味ないと思いますので、到達率、KPIとかを設定し、検証する仕組みを導入することで、情報伝達の質を高めることができるはずだと思いますので、よろしくお願いします。

次は町内会についてお聞きしていきます。

町内会は地域で暮らす人々が災害に備えるための心強いよりどころです。そして、町内会は行政から届く情報を地域の人に伝える大事な役割を持っています。特に、スマホやインターネットを使いにくい高齢者や障害のある方にとっては、町内会が頼れる橋渡し役となります。そのため、ふだんから緊急連絡網を整えておき、いざというときには素早く確実に情報が行き渡るようにすることが大切です。

また、日頃から住民同士の声かけや交流を大切にすることで、地域全体で情報を共有でき、災害時の混乱を少なくすることができます。そのようなこともあります。災害時には行政から町内会への指示が重要です。しかし、町民にとってそのルートが見えにくいのが実情です。そこで質問をさせていただきます。

災害時の指揮系統について、行政から町内会へ指示伝達ルート図にして、図示して住民に周知することはありますでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

町内会を通してということは今のところ設定をしていないところですので、災害時の住民への情報発信というところでお答えをさせていただきます。

ハザードマップ等を全戸に配布しております。その中で、防災情報メールや防災行政無線のサイレンなどを利用し、避難指示等をする旨を周知させていただいているところでござい

ます。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

それでは、引き続き住民の方が分かりやすくなるよう、理解が進むよう、対策をお願いいたします。

先ほど行政から町内会への情報伝達の話をしましたが、逆の情報伝達も考えなければなりません。町内会から行政への報告は初動の判断に大きな影響を与えます。災害時には、まず何よりも早く住民の安否を確認することが大切であり、これが被害を減らす第一歩となります。安否確認は支援が必要な方に限らず、地域に住む全ての人を対象に行う必要があります。

町内会の役員、班長が安否確認表などを活用して、手分けし、確認。そして、その結果をすぐに災害対策本部に報告することで、本部では報告内容を集約し、必要に応じて指示をすることが可能だと思われます。そこで質問させていただきます。

町内会から行政への被害報告するフォーマットのようなもののはありますでしょうか。また、その際の通信手段は何が考えられますでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました町内会から行政への被害報告するフォーマット及びその際の通信手段についてお答えをさせていただきます。

災害発生時には、状況にもよりますけれども、町が率先して全ての町内会に被害状況の確認を行う体制を取っておるところでございます。

また、災害時の通信手段といったしましては、電話がつながれば電話で、そうでない場合は各町内会にお渡ししております無線機の使用が考えられると思います。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

災害時は現場は混乱しているかもしれません。迅速かつ正確に情報を伝えるために、何を伝えるかということはあらかじめ決めて、フォーマットのようなものを用意したほうがいいというふうに考えます。

また、伝達手段としても、紙のようなアナログももちろん用意することができますが、音声認識で伝えられるDXを利用したデジタル、両方で現状を伝えられるとよりいいかと思います。

続きまして、また質問させていただきます。

災害時の初動対応は訓練の質に左右されます。直近でも8月31日に防災訓練が行われました。災害対策本部訓練などどのような訓練だったか教えていただきたいです。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました、今年度実施しました災害対策本部訓練の内容についてお答えをさせ

ていただきます。

今回の訓練は本部長——町長ですが——をはじめとする部課長会職員のみの参加により実施をいたしました。

その内容といたしましては、まず、蟹江町地域防災計画等の内容を説明し、再認識をいたしたこと、その後、災害、今回は想定は地震なんですけれども、災害発生時の各対策部局の初動対応について報告する訓練をいたしました。初動対応について町全体で共有することを目的として実施したものでございます。

実際の大きな災害では、職員の招集も困難な状況であることが想定されていますので、対策部ごとの初動を改めて確認できたこと、また、今回の実施により、さらに検討を要する課題も把握でき、有意義だったと考えております。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

初動対応の大切さということは物すごく分かりました。

災害対応において、初動での、先ほどの初動対応と同じように、情報伝達の遅れが被害を拡大させる大きな要因であることは、これまでの災害の教訓からも明らかです。災害現場では、誰がいつどの情報を誰に伝えるかという指揮命令系統が不明確であれば、適切な判断や対応が遅れてしまいます。

この点、海外でも広く採用されているインシデント・コマンド・システム（I C S）、災害マネジメントシステムでは、指揮、実行、計画、支援といった役割を明確に分け、情報伝達や指示が確実かつ迅速に行われる体制を整えています。

I C Sの仕組みは災害時における統一的な指揮命令系統の確立に寄与するものであり、有效地に活用できると考えます。特に注目すべきは、このI C Sの枠組みを日頃の訓練に組み込み、伝達時間や報告到達時間をK P Iとして設定することです。

例えば、災害発生から指揮本部への報告完了までの時間、指揮本部の指示が現場に届くまでの時間、さらには行動計画の策定完了までの時間などを具体的に数値化して評価することで、訓練の成果や課題を客観的に把握することが可能となります。

このようにK P Iを活用することで、単なる訓練をやったという形式的なものから脱却し、どの段階で遅延が生じ、何を改善すべきかという点を明確にすることができます。P D C Aサイクルの中にこれらのK P Iを組み込み、継続的に改善を図ることで災害時の初動対応力は確実に高まると考えます。

そこで、1つまた質問させていただきます。

先日の訓練において、指揮系統、伝達時間や報告到達時間のK P Iとして何かありましたでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました先日の訓練に対するＫＰＩについてお答えをさせていただきます。

今回の訓練につきましては、ＫＰＩのほうは作成をいたしておりません。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

時間を数値化して課題を可視化する取組を導入していただきたいと考えます。

では、続きまして、防災士について次はお聞きします。

防災士とは、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのため十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災機構が認証した人のことを言います。

2025年8月末の時点で、防災士は全国で累計32万9,163人が認証されており、そのうち愛知県内の登録者は1万3,795人となっています。全国の自治体や大学、民間研修機関などで防災士の養成が進められ、地域の自主防災組織や学校、福祉施設、事業所などで防災士の活躍の場が広がっています。そこで質問させていただきます。

防災士養成講座や町独自研修を定期開催されていますでしょうか。

また、蟹江町における防災士の人数は把握されていますでしょうか。今後の目標人数もあれば教えていただきたいです。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました防災士養成講座や町独自の研修の定期開催についてお答えをさせていただきます。

防災士の養成講座ではございませんが、町独自の研修といったとして、町内会や民生委員、小中学校で当町の地域性を反映した防災学習会は開催しているところでございます。しかし、町独自に防災士養成講座は行っておりません。

防災士の資格取得を目指す場合には、あいち防災協働社会推進協議会が主催する防災人材育成研修・防災士研修講座——防災・減災カレッジというものでございますが——の必要なカリキュラムを受講、修了していただき、受験資格を得た上で、防災士資格取得試験を受験していただくことになります。

また、防災士の資格につきまして、町域での人数の把握や目標値につきましても設定はしておりません。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

それでは、防災士の数、把握されていないということなので、まずは防災士の数、把握できるのであれば把握していただいて、町としてその人数を目標設定したりとかして、また、そういう町内会とかを通していろいろと促進すべきだと考えます。

そして、近年全国的に防災活動への若者や女性の参画不足が課題となっております。そこ

で質問をさせていただきます。

若年層や女性の防災活動への参画を促す対策はされていますでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました若年層や女性の防災活動への参画についてお答えをさせていただきます。

発災時に町民同士の協力体制を構築するためには、若年層や女性の参画はもちろん、それ以外のあらゆる世代の方の参加が必要と考えます。ゆえに、各種防災学習会などを通してそれらの方の参加を促しているところでございます。今後につきましてもさらに参加いただけよう促していくたいと考えております。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

それでは、あらゆる方々の参加、防災意識を高める必要がありますので、町内会とか学校とか地域と連携して、引き続き参加の促しをお願いいたします。

また、一度研修を受けただけでは知識とか意識はだんだんと薄れていくと思われます。そこでまた質問させていただきます。

一度研修を受けた方に対して、継続的にスキルアップの場を設ける考えはありますでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました継続的にスキルアップする場の設定につきましてお答えをさせていただきます。

現在、海部管内の市町村合同で防災リーダー養成講座というものを年に1回、2日間の講座を開催しており、断続的にスキルアップしていただける環境を整えております。

今年度につきましては12月に弥富市で開催する予定をしております。管内に在住、在勤、在学の満15歳以上の方で防災活動に意欲的に取り組んでいただける方は、来月、10月に募集をいたしますので、ご参加いただければと思います。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

ありがとうございました。

やはり一度受けた研修、また実効性を高めるため、定期的なフォローアップ研修として町がバックアップしていただくことを検討、お願いします。

続きまして、今度はプールについてちょっとお聞きしていきます。

去年から町内の全ての小学校で水泳の授業が民間のスイミングスクールに委託されました。各小学校のプール状況についてお聞きします。

授業に使われていないプールについて、町としてどのように維持管理されていますでしょうか。

うか。

また、防災インフラとして、応急給水や初期消防用水に活用する計画はありますでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました小学校のプールの維持管理、防災インフラとして応急給水や初期消防用水に活用する計画はあるかについてお答えさせていただきます。

ただいま小学校につきましては外部指導で対応している状況でございます。また、小学校プールの維持管理につきましては、ほぼ維持管理費用についての負担はございません。

防災インフラとして、応急給水や初期消防用水に活用する計画についてもございません。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

維持管理のお金はかかるっていないということなんですが、プールをこのままにしておくということは、正直もったいないかなというふうに思います。防災インフラとして見直していただき、災害時に何ができるか、役割を検討すべきだと思います。

また、避難所生活で一つの課題として、トイレ、洗濯用水等の水を確保することが大事だと挙げられます。災害への備えとして、一般的に推奨される水の備蓄量は1日1人3リットル掛ける3日、計9リットルとされています。これはあくまで生存に必要な調理用、飲料水の目安にすぎません。

実際の生活では、調理、飲料用に加えて入浴、トイレなどに相当量の水が必要となります。仮に浴槽に200リットルの水を溜めていても、トイレに換算すると約20回分です。4人家族で使用すれば僅か2、3日で使い切ってしまう計算になります。これを考えると水は大変貴重な存在です。

プールに貯水された水も、断水時に浄水器などを活用すれば、飲料水以外の生活用水として利用することができるかもしれません。そこで質問させていただきます。

小学校避難所での生活支援、トイレ洗浄水、清掃用水、洗濯用水として具体的なシナリオは検討されていますでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました小学校避難所での生活支援として、プールの水の具体的な活用についてということでお答えをさせていただきます。

現在、具体的な活用シナリオについては作成しておりません。ただ、使用できる水につきましては、用途に応じて柔軟に活用いただけるように努めてまいります。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

ありがとうございます。

避難所の運営計画にいろいろなシナリオを組み込んでいただいて、町民に周知していただきたいなというふうに思います。

最後に質問させていただきます。

今後、蟹江町の防災力を強化するために、どのような取組を行い、どのような町の姿を目指すか教えていただきたいです。

○副町長 加藤正人君

それでは、私からご答弁を申し上げます。

町の防災力の強化という非常に大きなテーマでご質問をいただきました。

防災には事前の災害予防、発災時の災害応急対策、そして災害復旧・復興の3つの段階があるというふうに承知をしております。

これを町に当てはめますと、災害予防としましては、堤防や排水機の強化、あるいは建物やインフラの耐震化、家具の固定などに取り組んでいるところでございます。

また、災害発生時の応急対策といたしましては、災害状況を把握をし、それに基づき迅速に救助をすること、あるいは消火や排水、さらに緊急輸送道路の確保とか、様々ご質問いただいている避難所の開設、運営がございます。

その後、復旧・復興という段階になりますと、ライフラインやインフラの復旧、被害家屋の判定、被災者の生活再建等々が必要になってくるというふうに考えてございます。

これらそれぞれについて取組準備を進めてはおりますけれども、残念ながら全てについて完璧に備えるということもなかなか実情不可能でございます。防災の基本であります災害時の被害の最小化、特に人命が失われることがないということを第一に、少しでも個々の取組のレベルを上げていきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

なお、8月末に災害対策本部訓練を実施をいたしました。また、今年初めに、数々の被災現場へ応援に行っている県の防災局職員を講師に、職員研修を実施をいたしました。

それらの中で、やはり大災害の場合に、救助にしろ、避難所運営にしろ、復旧にしろ、被災地の職員、住民でできることにはやはり限りがあって、自衛隊、緊急援助隊、それから対口支援の他自治体の職員、あるいは災害ボランティアなど、やはりいかに地域外の人からの応援を円滑にうまく、応援を円滑に助けてもらうか、支援してもらうかということが非常に重要であるというふうに改めて認識をしたところでございます。

今年度、応援の受入れである受援マニュアルを策定をしております。万が一の場合には、町での取組はもとよりでございますけれども、マニュアルに基づいて円滑な受入れに努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

ありがとうございました。

様々な事情があると思いますし、全部ができないということも重々承知しております。やはりその中で、優先順位というものがありますので、できるところからどんどんと、ソフト、ハード面、両方において具体的に対策をしていただきたいと思います。

以上、情報伝達、人材育成、施設活用等、多角的に伺いました。蟹江町の防災力は町と住民の協働によってこそ高まると思います。町民の命と暮らしを守る体制づくりをさらに進めさせていただきたいと強くお願ひして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 伊藤俊一君

以上で三浦知将君の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。本日はこれにて延会といたします。

(午後4時27分)